

第4章

将来世代を考えた豊かなまちづくりと 環境・経済・社会の統合的向上



基本施策 1 安全・安心でレジリエント（強靭）なまちづくり

1 北九州市公害防止条例

(1) 背景

条例の制定は、公害防止に関する市民の要望に応え、法律を補完し、きめ細かな公害行政を推進するものであり、公害防止に対する市の積極的な姿勢を示すものです。

本市においては、昭和 45 年 4 月に北九州市公害防止条例を制定しました。

これにより、法律の規制対象外となっている公害発生施設に対しても、公害防止上必要な措置がとられることになりました。

(2) 公害防止協定

北九州市では、地域の実情に合った公害防止に取り組むため、新たに工場が進出する際に公害審査を行い、公害の発生するおそれのある工場については、公害防止条例に基づいて工場と公害防止協定を締結しています。協定は、大気、水質、騒音、振動、悪臭及び工場緑化等に関する総合的な環境保全対策や、排出濃度等の具体的な数値を取り決めており、実効性の高いものです。

協定締結の第 1 号は昭和 42 年 9 月の戸畠共同火力株式会社です。これまでの締結件数は 218 件（うち失効 133 件）になり、現在の締結件数は 85 件です。

◆公害防止協定締結状況

年　度	締結件数	解除等失効件数
昭和 42～昭和 46	74	1
昭和 47～昭和 51	86	58
昭和 52～昭和 56	6	3
昭和 57～昭和 61	7	4
昭和 62～平成 3	6	9
平成 4～平成 8	8	6
平成 9～平成 13	7	13
平成 14～平成 18	2	2
平成 19～平成 23	10	22
平成 24～平成 28	11	7
平成 29	1	0
平成 30	0	0
令和 1	0	0
令和 2	0	0
令和 3	0	6
令和 4	0	0
令和 5	0	2
計	218	133

2 公害防止計画

(1) 背景

公害防止計画は、環境基本法第 17 条の規定に基づき、関係都道府県知事が策定するものです。

その目的は、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等について、実施すべき公害の防止に関する施策を定めるものです。国及び地方公共団体は、計画の達成に必要な措置を講じることとされています。

(2) これまでの取組

北九州市では、昭和 47 年度に昭和 56 年度を目標年次にした「北九州地域公害防止計画」が福岡県知事により策定されました。また、昭和 52 年度には、汚染物質についての目標変更などに伴い、計画の全面的な見直しが行われました。その後、未だ解決を要する問題が残されていたため、引き続き総合的な公害防止施策を講じる必要があるとして、昭和 57 年度・62 年度・平成 4 年度・9 年度・14 年度・19 年度・23 年度に、それぞれ 5 年間の延長計画が策定されました（平成 19 年度は 4 年間、平成 23 年度は 10 年間の延長計画）。

計画に基づく様々な取組により、各地での環境質は大きく改善されました。立法当初の目的が達成されたとして、令和 2 年度末に「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）」は失効しました。一方で、引き続き公害対策の必要がある一部の地域については、公害財特法の失効後 5 年間（令和 3 ～ 7 年度）の財政措置が行われています。

3 大気環境の保全

(1) 大気環境の現況

ア. 概況

大気汚染に関しては、環境基本法第 16 条等の規定に基づき、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエ

チレン及びジクロロメタンの 11 項目について環境基準が定められています。

本市では、大気汚染の状況を把握するため、これらの物質を一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局で常時監視を行っています。

環境基準が設定されている 11 項目のうち、令和 5 年度は、ほとんどの項目が環境基準に適合していましたが、光化学オキシダントが全測定局で、環境基準に不適合でした。

近年、光化学オキシダントや微小粒子状物質については、西日本の広い地域で濃度が上昇することがあります。濃度の上昇は、都市汚染の影響の少ない九州西端の離島でも観測されていることや、国立環境研究所のシミュレーション結果などから、大陸からの越境大気汚染の影響があつたものと考えられます。広域的な汚染は一自治体では十分な対応ができないため、従来から行っている工場・事業場のばい煙等の規制監視に加え、国への要望並びに国立環境研究所と連携した調査などを実施しました。

イ. 監視体制の整備

北九州市における大気汚染の常時監視体制は、市全域に配置された測定局と公害監視センターを結ぶテレメーターシステムを採用しています。

平成 30 年 2 月に北九州市環境審議会より受けた答申に基づき、令和元年度に大気汚染常時観測局の適正配置を実施しました。現在、「一般環境大気測定局」13 局、「自動車排出ガス測定局」を 4 局、「気象観測所」を 1 局の 18 局体制で監視しています。

この他、大気汚染の常時監視を補完するためのデポジットゲージ法による降下ばいじん量の調査、自動車排出ガスに係る大気汚染の状況等を把握するための移動測定車による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質濃度の調査、優先取組物質の調査等も実施しています。

ウ. 測定結果

令和 5 年度の測定結果は次のとおりです。

なお、環境基準の適合状況は光化学オキシダントを除き、長期的評価によるものです。

(ア)二酸化いおう

一般環境大気測定局（8 局）で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。各測定局における年平均値の全市平均値は 0.001ppm で、過去 10 年間は横ばい状態です。

(イ)二酸化窒素

全ての一般環境大気測定局（13 局）及び自動車排出ガス測定局（4 局）で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。一般環境大気測定局における年平均値の全市平均値は 0.010ppm、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は 0.014ppm で、各々過去 10 年間は緩やかな減少傾向です。

(ウ)二酸化炭素

一般環境大気測定局の北九州局及び自動車排出ガス測定局（2 局）で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。北九州局における年平均値は 0.3ppm、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は 0.4ppm で、各々過去 10 年間は横ばい状態です。

(エ)浮遊粒子状物質

一般環境大気測定局(10 局) 及び自動車排出ガス測定局(4 局) で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。一般環境大気測定局における年平均値の全市平均値は 0.015mg/m³、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は 0.018mg/m³で、各々過去 10 年間は緩やかな減少傾向です。

(オ)光化学オキシダント

全ての一般環境大気測定局（13 局）及び自動車排出ガス測定所（1 局）で測定を行いました。

光化学オキシダントについては年度を通じた長期的な評価ではなく、1 時間値での評価を行います。評価時間帯（5 時～20 時）での環境基準適合状況は、全測定局とも不適合でした。また、評価時間帯に各測定局において環境基準に適合した時間数の割合は、90.2%～95.9% の範囲でした。

各測定局における評価時間帯の年平均値の全市平均値は 0.034ppm で、近年は横ばい状態です。

(カ)微小粒子状物質（PM2.5）

一般環境大気測定局（10 局）と自動車排出ガス測定局（2 局）で測定を行いました。各測定局の年平均値は、8.2 μg/m³～12.0 μg/m³で、環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。

また、北九州局で微小粒子状物質の成分分析を、季節ごとに 1 回、計 4 回行いました。

(キ)ダイオキシン類

詳細は「7. 化学物質対策」を参照。



(ク)ベンゼン等4物質

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、一般環境大気測定局の北九州、企救丘及び若松局並びに自動車排出ガス測定局の西本町局の4箇所で、毎月1回の測定を行いました。

全ての測定局で環境基準に適合していました。

(ケ)降下ばいじん

市内11箇所でデポジットゲージ法による測定を行い、全市平均値は2.1t/km³/月で、箇所別には1.3~3.6t/km³/月の範囲でした。全市平均値の経年変化は昭和40年代(20.2t/km³/月、昭和43年度全市平均)と比較すると、近年は大幅に低い値で安定した状態が続いています。

(コ)アスベスト

一般環境大気測定局の松ヶ江、北九州、企救丘、若松及び黒崎局で測定を行いました。年平均値の全市平均値は0.07本/ℓ(総纖維数)と低い値でした。

(サ)優先取組物質

a. 調査目的

環境大気中から低濃度ではあるが一部の大気汚染物質が検出されていることが報告されており、その長期暴露による健康被害が懸念されています。このため、物質

の有害性や大気環境濃度から見て健康リスクが高いと考えられる優先取組物質(平成8年10月 中央環境審議会答申22物質、平成22年10月同会答申により23物質に見直し)について、大気汚染の状況を把握するため、環境大気中の濃度調査を平成9年10月から実施しています。

b. 調査内容

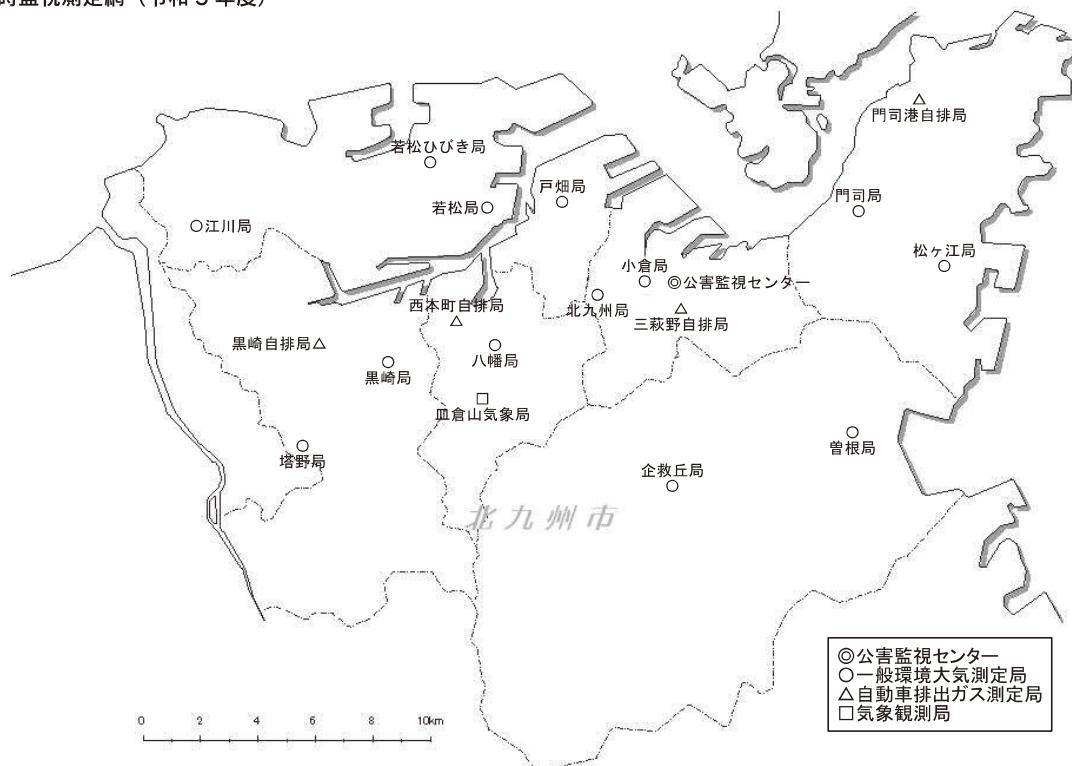
環境省から示された「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」に基づき、分析法が示されている優先取組物質17物質(ベンゼン等4物質及びダイオキシン類を除く)について、一般環境大気測定局の北九州、企救丘及び若松局並びに自動車排出ガス測定局の西本町自排局の4箇所で、毎月1回測定を行いました。

指針値が示されているアクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン及びマンガン及びその化合物の全ての物質において指針値を満たしていました。

I. 緊急時等の措置

北九州市では、大気汚染防止法に基づく緊急時の措置として、光化学オキシダントに関する注意報等の発令基

◆常時監視測定網(令和5年度)



準、周知方法、ばい煙排出量の削減要請等を規定した「北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱」(昭和 59 年 7 月 1 日施行) を策定しています。令和 5 年度は、注意報等の発令はありませんでした。

微小粒子状物質については、平成 25 年 3 月より、国の暫定指針に基づき、濃度が 1 日平均 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えることが予想されるとき、福岡県が「注意喚起」を行うこととなりました。令和 5 年度の注意喚起はありませんでした。

(2) 発生源対策

ア. 概況

大気汚染防止法（以下「法」という。）では、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制等を定めています。また、北九州市公害防止条例（以下「条例」という。）では、法の対象より小規模のばい煙に係る施設の規制等について定めています。

法及び条例に基づき、工場・事業場に対して、大気汚

染物質排出の規制・指導を実施しています。

(ア) 硫黄酸化物規制

法及び条例による規制には、施設ごとに排出口の高さに応じて排出量を規制する K 値規制と、工場・事業場全体の排出量を規制する総量規制、使用する燃料の硫黄含有率を規制する燃料規制があります。

K 値は、地域ごとに定められており、北九州市は全国で 2 番目に厳しいレベルとなっています。

総量規制は、昭和 49 年 11 月に、北九州市及び苅田町の区域が硫黄酸化物にかかる総量規制地域に指定され、昭和 51 年 12 月、総量規制基準及び燃料使用基準が告示されました。1 時間当たりの原料及び燃料使用量が重油換算値で 1kL 以上の工場・事業場については、工場・事業場ごとに排出する硫黄酸化物の量を規制する総量規制基準が定められ、50L 以上 1kL 未満の工場・事業場については、使用する燃料に含まれる硫黄分を 0.6% 以下とする燃料使用基準が定められています。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（二酸化いおう等 6 物質）

区分	項目	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		適合局 ／ 測定期数	適合率 (%)								
一般環境 大気 測定期	二酸化いおう	8 / 8	100	8 / 8	100	8 / 8	100	8 / 8	100	8 / 8	100
	二酸化窒素	13 / 13	100	13 / 13	100	13 / 13	100	13 / 13	100	13 / 13	100
	一酸化炭素	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100
	浮遊粒子状物質	10 / 10	100	10 / 10	100	10 / 10	100	10 / 10	100	10 / 10	100
	光化学オキシダント	0 / 13	0	0 / 13	0	0 / 13	0	0 / 13	0	0 / 13	0
	微小粒子状物質	10 / 10	60	10 / 10	100	10 / 10	100	10 / 10	100	10 / 10	100
自動車 排出ガス 測定期	二酸化窒素	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
	一酸化炭素	2 / 2	100	2 / 2	100	2 / 2	100	2 / 2	100	2 / 2	100
	浮遊粒子状物質	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
	光化学オキシダント	0 / 1	—	0 / 1	0	0 / 1	0	0 / 1	0	0 / 1	0
	微小粒子状物質	2 / 2	0	2 / 2	100	2 / 2	100	2 / 2	100	2 / 2	100

(注) *適合状況は長期的評価によるものである。(光化学オキシダントは短期的評価によるものである)。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（ベンゼン等 4 物質）

項目	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	適合局 ／ 測定期数	適合率 (%)								
ベンゼン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
トリクロロエチレン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
テトラクロロエチレン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
ジクロロメタン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100

(注) 測定期は一般環境大気測定期 3 局(北九州局、企救丘局、若松局) 及び自動車排出ガス測定期 1 局(西本町自排局) の計 4 局。



(イ)窒素酸化物規制

法では、窒素酸化物の排出に係る施設の種類ごとに排出基準を定めており、これと同時に濃度を薄めて排出することを防ぐため、排ガス中の残存酸素濃度による補正を行っています。

また、北九州市では、昭和 59 年 12 月に、法に基づく全国一律の規制基準のみでは将来にわたって環境基準を維持することは困難であるとの考え方から「北九州市における窒素酸化物対策の基本方針」を策定し、昭和 60 年 3 月には、これを具体化した「北九州市窒素酸化物対策指導要綱」を制定しました。

(ウ)ばいじん規制

法及び条例では、ばいじん排出に係る施設の種類ごとに排出基準を定めており、窒素酸化物と同様に、排ガス中の残存酸素濃度による補正を行っています。

(エ)その他の有害物質規制

法は、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、カドミウムとその化合物、塩素と塩化水素、フッ素、フッ化水素、フッ化珪素及び鉛とその化合物について排出基準を定めています。

(オ)揮発性有機化合物（VOC）規制

揮発性有機化合物（VOC）は、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質等の生成原因物質の一つです。工場などからの VOC 排出を抑制するため、平成 18 年 4 月に法で排出基準が定められました。VOC 排出量削減については、法規制と事業者の自主的取組による排出・飛散抑制を組み合わせること（ベストミックス）により、図られています。

なお、環境省によれば、全国の VOC 排出量は平成 12 年度から令和 4 年度までに約 6 割が削減されています。

(カ)水銀規制

水銀による地球規模での環境汚染の防止に向けた「水銀に関する水俣条約」が平成 25 年 10 月に採択され、水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成 27 年 6 月に法が改正（平成 30 年 4 月施行）されました。

法では、工事・事業場に設置される施設で水俣条約の規定に基づき大気中への水銀等の排出を規制する必要があるものを「水銀排出施設」と定め、施設の設置の届出、排出基準の遵守、水銀濃度の測定などを義務づけています。

(キ)一般粉じん規制

法は、物の破碎、選別等の機械的処理や鉱物及び土石

の堆積に伴い発生又は飛散する粉じんを「一般粉じん」として、一般粉じん発生施設の種類ごとに「構造並びに使用及び管理基準」を定めています。

(ク)特定粉じん規制

法律では、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある粉じんを「特定粉じん」として定めており、現在、石綿（アスベスト）がその規制対象物質となっています。

建築物の吹付けアスベスト除去などの特定粉じん排出等作業については、作業場を隔離するなど飛散防止のための「作業基準」が定められています。平成 25 年 6 月に法が改正（平成 26 年 6 月施行）され、解体等工事を行う場合、その受注者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所へ掲示することが義務づけられました。

令和 2 年 6 月に法が改正（令和 3 年 4 月以降順次施行）され、石綿含有成形板等に対する規制の拡大、作業記録の作成・保存の義務付け、罰則の強化等の見直しが行われるとともに、令和 4 年 4 月からは、一定規模以上の解体等工事に関して、石綿使用の有無に関する事前調査結果を市に報告することが義務化されました。

令和 5 年 10 月に、「北九州市公害防止条例」が一部改正され、特定粉じん排出等作業において、作業の届出を行った発注者又は自主施工者は、作業及び廃棄物処理の完了から 60 日以内に、「完了報告」を市に報告することが義務化*されました。

*令和 6 年 2 月 1 日からの工事が対象となります。

(ケ)指定物質抑制基準

法は、有害大気汚染物質の中から「排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質」（指定物質）として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを指定し、指定物質の排出施設ごとに抑制基準を定めています。

(コ)北九州市アスベスト対策連絡会議

北九州市では、府内の関係課で組織する「北九州市アスベスト対策連絡会議」を平成元年 9 月 1 日に設置し、相互に連携を図りながら、アスベスト対策に取り組んでいます。

イ. 取組状況

■立入検査

工場・事業場への立入検査は、大気汚染防止法第 26 条、ダイオキシン類対策特別措置法第 34 条、北九州市公害防止条例第 21 条、及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 11 条の規定に基づき実施しています。

◆令和 5 年度立入検査の実施状況

種 別		工場・事業場数	施設数
届出内容等検査	大気汚染防止法	ばい煙発生施設	99 825
		一般粉じん発生施設	47 430
		特定粉じん排出等作業（養生確認）	93
		揮発性有機化合物排出施設	11 37
		水銀排出施設	23 42
	北九州市公害防止条例（ばい煙）	7 46	
	ダイオキシン類対策特別措置法（大気）	23 43	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		99	
煙道排ガス等測定	大気汚染防止法	窒素酸化物	6 6
		硫黄酸化物	3 3
		ばいじん	6 6
		有害物質（塩化水素）	2 2
		水銀	2 2
		特定粉じん	15
		揮発性有機化合物	3 3
	ダイオキシン類対策特別措置法（大気）	4 4	
時間外立入	ばい煙発生施設	14	54
苦情その他立入検査	大気汚染防止法	ばい煙発生施設	1 5
		一般粉じん発生施設	1 1
		特定粉じん排出等作業	0
		揮発性有機化合物排出施設	0 0
		水銀排出施設	0 0
	北九州市公害防止条例（ばい煙）	0 0	
	ダイオキシン類対策特別措置法（大気）	0 0	
	その他	1	
	行政指導件数	2	

立入検査においては、ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等について、施設の管理状況及び自主測定の結果を確認するとともに、公害防止管理者等の職務遂行状況を検査し、発生源自主監視体制の強化を指導しています。また、大規模なばい煙発生施設については、煙道排ガス等の測定を実施し、排出基準の適合状況等を検査しています。この他、夜間等の時間外パトロールを必要に応じ実施しています。

4 水環境の保全

(1) 水環境の現況

北九州市の公共用水域における水質の状況は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排出基準の設定や瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づく工場・事業場に対する規制、さらには公共下水道の整備等の施策の実施により、改善されています。

公共用水域の水質、底質及び生物調査等の結果は、次のとおりです。

ア. 河川

(ア) 環境基準の類型指定

市内には、1級河川8、2級河川19、準用河川24及び普通河川207の河川があります。現在、水質汚濁に係る環境基準の類型指定が行われ環境基準が設定されている河川は16河川です。

(イ) 監視測定

令和5年度における河川の監視測定は、16河川の環境基準点(27地点)及び4河川の一般測定点(5地点)の32地点で実施しました。一般測定点は、環境基準点を補完する目的で設けています。

(ウ) 水質の現況

令和5年度の河川の調査結果は、次のとおりです。

a. 健康項目

カドミウム、全シアン等の27項目について環境基準点の22地点で年1回調査した結果、ふつ素及びほう素を除く25項目については、全地点で環境基準に適合していました。



ふつ素は3地点で、ほう素は11地点で、環境基準不適合でしたが、これらの地点は、感潮域で海水中に含まれるふつ素及びほう素の影響を受けています。

b. 生活環境項目

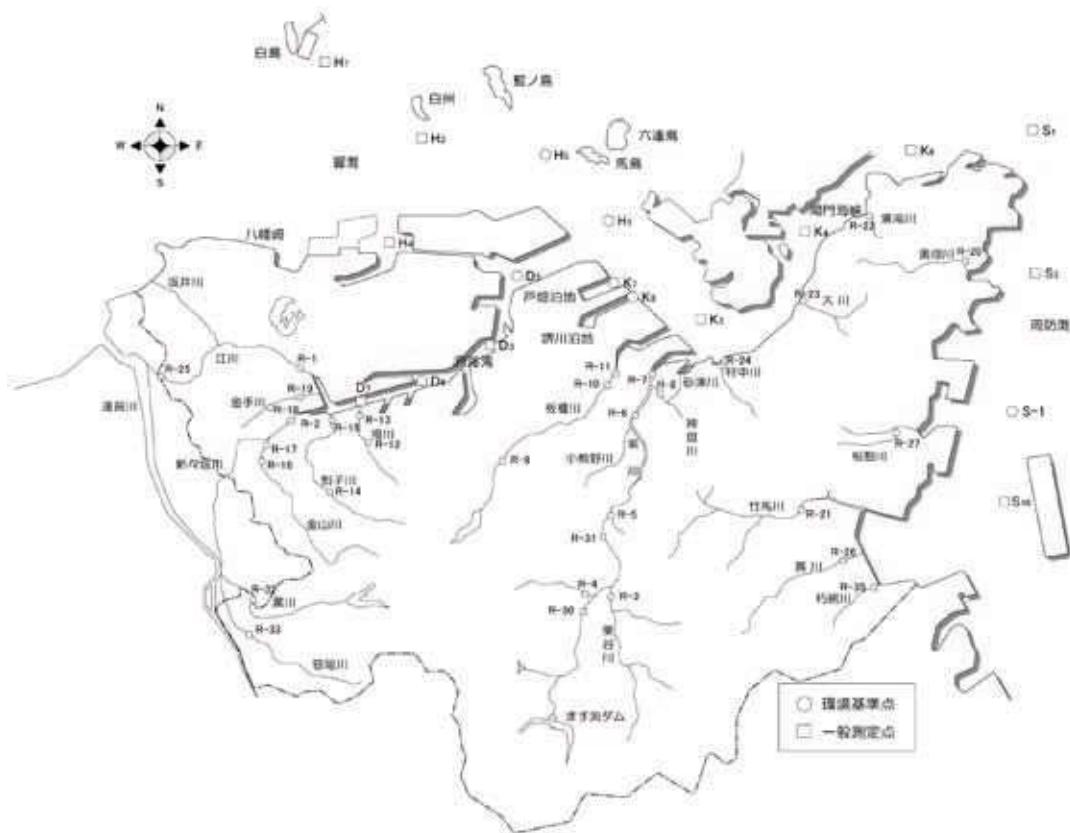
河川の代表的な水質指標であるBODの測定結果は、次表のとおり全環境基準点において、環境基準に適合し

ていました。

c. 要監視項目

今後の環境基準への移行を踏まえた要監視項目について、環境基準点のうち8地点で、クロロホルム等27項目を年1回測定した結果、ウランを除く全ての項目で指針値以下でした。

◆令和5年度 河川・海域及び湖沼水質測定地点



河川環境基準点

江川	R-1	栄橋
新々堀川	R-2	本陣橋
紫川	R-3	加用橋
紫川	R-4	御園橋
紫川	R-5	志井川下流点
紫川	R-6	紫川取水堰
紫川	R-7	勝山橋
神嶽川	R-8	旦過橋
板橋川	R-9	指場取水堰
板橋川	R-10	境橋
板橋川	R-11	新港橋
橋川	R-12	旧厚生年金病院横の橋
橋川	R-13	JR引込線横の橋
割子川	R-14	的場橋
割子川	R-15	JR鉄橋下
金山川	R-16	則松井堰
金山川	R-17	新々堀川合流前
金手川	R-18	矢戸井堰
金手川	R-19	洞北橋
奥畠川	R-20	宮前橋
竹馬川	R-21	新開橋
清瀧川	R-22	暗渠入口
大川	R-23	大里橋
村中川	R-24	村中川橋
江川	R-25	江川橋
貢川	R-26	神田橋
相割川	R-27	恒見橋

河川一般測定点

紫川	R-30	八ヶ瀬橋
紫川	R-31	桜橋
黒川	R-32	うめざき橋
笹尾川	R-33	堀川合流前
朽網川	R-35	新貝橋

海域測定地点

水域名	地点名	類型		
			D ₂	B
洞海湾	D ₃	C	D ₆	
	D ₇		H ₁	
	H ₃		H ₃	
	H ₄		H ₄	
響灘	H ₅	A	H ₅	
	H ₇		H ₇	
	K ₁		K ₁	A
	K ₄		K ₄	A
門司海峡	K ₆	A	K ₆	
	K ₇		K ₇	C
戸畠泊地	K ₈	C	K ₈	C
周防灘	S ₁	A	S ₁	
	S ₃		S ₃	
	S ₁		S ₁	
	S ₁₆		S ₁₆	

ウランは3地点で指針値を超過しましたが、これらの地点は感潮域で海水中に含まれるウランの影響を受けています。

(工)河川浄化対策連絡会議

下水道の普及等に伴い河川の浄化が進むにつれて、河川の環境への市民の関心が高まり、市民から汚水・油等による河川の汚染や、魚類のへい死等の苦情・通報が寄せられるようになりました。北九州市では昭和60年に関係部局・各区役所と福岡県北九州国土整備事務所で組織する「北九州市河川浄化対策連絡会議」を設置し、相互に連携しつつ苦情・通報に対し迅速に対応しています。

◆令和5年度 河川のBOD調査結果 (単位: mg/l)

区分 環境基準点	河川名	測定地点名	環境基準		BOD 75% 値	適否
			類型	基準値		
江川	R-1	栄橋	D	8	1.2	○
	R-25	江川橋	C	5	0.9	○
新々堀川	R-2	本陣橋	C	5	1.8	○
	R-3	加用橋	A	2	<0.5	○
紫川	R-4	御園橋	A	2	<0.5	○
	R-5	志井川下流点	A	2	<0.5	○
神嶽川	R-6	紫川取水堰	A	2	<0.5	○
	R-7	勝山橋	B	3	0.5	○
板櫃川	R-8	亘過橋※1	B	3	0.6	○
	R-9	指場取水堰	A	2	<0.5	○
板櫃川	R-10	境橋	A	2	<0.5	○
	R-11	新港橋	B	3	0.9	○
撥川	R-12	旧厚生年金病院横の橋	B	3	<0.5	○
	R-13	JR引込線横の橋	C	5	0.7	○
割子川	R-14	的場橋	B	3	<0.5	○
	R-15	JR鉄橋下	D	8	1.0	○
金山川	R-16	則松井堰	C	5	2.6	○
	R-17	新々堀川合流前	C	5	2.1	○
金手川	R-18	矢戸井堰	B	3	0.7	○
	R-19	洞北橋	D	8	1.3	○
奥畠川	R-20	宮前橋	A	2	0.5	○
	R-21	新開橋	D	8	1.5	○
清瀧川	R-22	暗渠入口	A	2	<0.5	○
	R-23	大里橋	B	3	0.5	○
大川	R-24	村中川橋	B	3	0.5	○
	R-26	神田橋※2	B	3	<0.5	○
相割川	R-27	恒見橋	B	3	<0.5	○
	R-30	八ヶ瀬橋	A	2	<0.5	○
紫川	R-31	桜橋	A	2	<0.5	○
	R-32	うめざき橋	—	—	0.5	—
黒川	R-33	堀川合流前	—	—	1.6	—
	R-35	新貝橋	—	—	0.6	—

※1代替として天満橋で採水

※2代替として轡(くつわ)橋で採水

イ. 湖沼

(ア)環境基準の類型指定

北九州市内の湖沼（ます渕ダム）について、平成15年3月31日に水質汚濁に係る環境基準の類型指定及び環境基準の設定が行われました。

(イ)監視測定

令和5年度における湖沼の監視測定は、1環境基準点（ダムサイト）で実施しました。

(ウ)水質の現況

令和5年度の水質測定結果は、次のとおりです。

a. 健康項目

カドミウム等27項目について、年1回測定した結果、環境基準（健康項目）に適合していました。

b. 生活環境項目

(a) COD

代表的な水質指標であるCODの調査結果は、下表のとおり、環境基準（生活環境項目）に適合していました。

◆令和5年度 湖沼のCOD調査結果 (単位: mg/l)

水域	類型	達成期間	環境基準	75%値	適否
ます渕ダム（全域）	湖沼A	直ちに達成	3以下	1.8	○

(b)全燐

全燐は、下表のとおり環境基準に適合していました。

◆令和5年度 湖沼の全燐調査結果 (単位: mg/l)

水域	類型	達成期間	環境基準	平均値	適否
ます渕ダム（全域）	湖沼II	直ちに達成	0.01以下	0.006	○

c. 要監視項目

クロロホルム等27項目について、年1回測定した結果、指針値以下でした。

ウ. 海域

(ア)環境基準の類型指定

北九州市周辺の海域は、洞海湾及びその近接水域には4環境基準点、響灘水域には2環境基準点、周防灘水域には1環境基準点があり、それぞれ環境基準が設定されています。

(イ)監視測定

令和5年度における海域の監視測定は、環境基準点(7地点)及び一般測定点(11地点)の18地点で実施しました。



(イ)水質の現況

令和5年度の海域の調査結果は、次のとおりです。

a. 健康項目

25項目について、環境基準点（7地点）で年1回測定した結果、全地点で環境基準に適合していました。

b. 生活環境項目

海域の代表的な水質指標であるCODの測定結果は、右上表のとおり環境基準点（7地点）及び一般測定点（11地点）の全地点で環境基準に適合していました。

◆令和5年度 海域の COD 調査結果 (単位: mg/ℓ)

区分	水域名	測定地点	環境基準		COD 75%値	適否
			類型	基準値		
環境基準点	洞海湾	D2	B	3	1.7	○
		D6	C	8	2.7	○
	響灘	H1	A	2	1.2	○
		H5	A	2	1.2	○
	戸畠泊地	K7	C	8	1.3	○
	堺川泊地	K8	C	8	1.5	○
一般測定点	周防灘	S-1	A	2	1.7	○
		D3	C	8	1.8	○
	響灘	D7	C	8	2.6	○
		H3	A	2	1.1	○
		H4	A	2	1.5	○
		H7	A	2	1.1	○
	関門海峡	K1	A	2	1.4	○
		K4	A	2	1.4	○
		K6	A	2	1.5	○
	周防灘	S1	A	2	1.6	○
		S3	A	2	1.7	○
		S16	A	2	1.7	○

c. 全窒素及び全燐

全窒素及び全燐の環境基準の適合状況の判定は、水域の年間平均値で判定します。洞海湾水域、響灘及び周防灘水域は、下表のとおり環境基準に適合していました。

◆令和5年度 海域の全窒素及び全燐の調査結果 (単位: mg/ℓ)

指定水域名	類型	達成期間	環境基準点	全窒素及び全燐基準値	平均値	適否
洞海湾	IV	イ*	D2	全窒素 1 以下	0.56	○
			D6 K7 K8	全燐 0.09 以下	0.027	○
響灘及び周防灘(二)	II	イ*	S-1	全窒素 0.3 以下	0.13	○
				全燐 0.03 以下	0.015	○
響灘及び周防灘(三)	II	イ*	H1 H5	全窒素 0.3 以下	0.13	○
				全燐 0.03 以下	0.014	○

*「イ」は、直ちに達成

d. 要監視項目

クロロホルム等 27 項目について、環境基準点の 3 地点で年 1 回測定し、ウランを除く全ての項目で指針値以下でした。ウランは全調査地点で検出され、全ての地点で指針値を超過していましたが、海水中に存在する天然ウランの濃度と同程度でした。

I. 海水浴場

市民の健全なレクリエーションの場である海水浴場について、昭和 49 年から海水浴シーズン前とシーズン中に水質調査を実施しています。本調査は、環境省の要請により全国の主要海水浴場を対象に行われています。北九州市における令和 5 年度調査結果は、環境省が定めた判定基準では、岩屋、脇田両海水浴場ともシーズン前、シーズン中ともに「水質 AA」でした。

◆令和5年度 海水浴場水質調査結果

水浴場	期間	pH	ふん便性大腸菌群数 (個 / 100mℓ)	COD (mg/ℓ)	判定
岩屋	シーズン前	8.1~8.2	不検出	1.4	水質 AA
	シーズン中	8.2	不検出	1.2	水質 AA
脇田	シーズン前	8.1~8.2	不検出	1.4	水質 AA
	シーズン中	8.1~8.2	不検出	1.2	水質 AA

(注) 数値は 12 検体 (3 地点 × 2 回 / 日 × 2 日) の平均である。

■海水浴場調査



才. 地下水

平成 9 年 3 月に、地下水の水質の汚濁に係る環境基準が設定されました。令和 5 年度は、地域の地下水質の概況を把握するための概況調査、汚染井戸を継続的に監視するための継続監視調査を行いました。井戸所有者には結果を通知し、環境基準を超過した井戸については、飲用しないように指導しました。

(ア)概況調査

令和 5 年度は、市内の全体的な地下水質の概況を調査するため、10 区画の井戸（各区画 1 井戸）を対象に、環境基準項目について調査し、そのうち、2 井戸で PFOS 及び PFOA の調査を実施しました。

その結果、環境基準項目ではひ素及びふつ素がそれぞ

れ1井戸で基準値不適合でした。要監視項目では全ての井戸で指針値以下でした。

(イ)汚染井戸周辺地区調査

本調査では、概況調査において、環境基準項目であるひ素が基準値不適合であった井戸とふつ素が基準値不適合であった井戸それぞれの周辺の2井戸を対象に、不適合項目の調査を実施しました。

その結果、いずれの井戸においてもひ素またはふつ素は基準値に適合していました。

(ウ)継続監視調査

令和5年度は、令和4年度に調査を実施し、汚染が確認された16井戸について調査しました。

四塩化炭素が1井戸で、テトラクロロエチレンが4井戸で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が3井戸で、ひ素が5井戸で環境基準不適合でした。

主な検出物であるテトラクロロエチレンは、かつてドライクリーニングなどで多く使用されていました。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、過剰な施肥や、家畜ふん尿の不適切な処理などが原因と推定されます。

また、過去にPFOS及びPFOAの指針値を超過した1井戸については、令和5年度の調査で指針値を超過していました。

◆令和5年度 地下水質調査結果

項目名	概況調査			汚染井戸周辺地区調査			継続監視調査		
	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数
環境基準項目	カドミウム	10	0	0					
	全シアン	10	0	0					
	鉛	10	1	0					
	六価クロム	10	0	0					
	ひ素	10	7	1	2	2	0	6	6
	総水銀	10	0	0					
	PCB	10	0	0					
	ジクロロメタン	10	0	0					
	四塩化炭素	10	0	0					
	1,2-ジクロロエタン	10	0	0					
	1,1-ジクロロエタン	10	0	0				6	0
	1,2-ジクロロエチレン	10	0	0				6	3
	1,1,1-トリクロロエタン	10	0	0					
	1,1,2-トリクロロエタン	10	0	0					
	トリクロロエチレン	10	0	0				6	3
	テトラクロロエチレン	10	0	0				6	5
	1,3-ジクロロプロパン	10	0	0					
	チウラム	10	0	0					
	シマジン	10	0	0					
	チオベンカルブ	10	0	0					
	ベンゼン	10	1	0					
	セレン	10	0	0					
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	7	0				3	3
	ふつ素	10	9	1	2	1	0		
	ほう素	10	4	0					
	クロロエチレン	10	0	0				6	0
	1,4-ジオキサン	10	0	0				0	
	※ PFOS及びPFOA	2	1	0				1	1
井戸数		10	10	2	4	3	0	16	16
(注) 超過井戸数：環境基準に定める値を超過した井戸数 ※要監視項目									

(注) 超過井戸数：環境基準に定める値を超過した井戸数

※要監視項目

力. 海域プランクトン調査

富栄養化した海域では、プランクトンが、水中の栄養分を摂取して増殖し、異常繁殖します。この結果、海域のCODが増加することが知られています。したがってプランクトン調査は、その海域の栄養状態を把握することができ、理化学的水質調査とともに環境監視に重要な指標になっています。

(ア)調査地点

洞海湾内で2地点、響灘及び周防灘で各1地点の環境基準点で調査を行いました。

(イ)調査結果

プランクトンの出現状況を調査した結果、洞海湾において、5月及び8月に植物プランクトンによる赤潮の発生が確認されました。この赤潮による被害は特に認められませんでした。

キ. 海域底質調査

(ア)調査目的

本市周辺海域の底質については、昭和47年度からその状況を把握するために適宜調査してきましたが、平成3年度から毎年実施し、底質中の水銀等健康項目の状況の推移を監視しています。平成5年度からトリプチルスズ化合物(TBT)とトリフェニルスズ化合物(TPT)の調査も行っています。

(イ)調査地点

洞海湾及びその近接水域の4環境基準点及び周防灘の1環境基準点の計5環境基準点で実施しました。

(ウ)調査対象物質

総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、シアニン化合物、PCB、TBT、TPT、乾燥減量、強熱減量、全窒素、全燐、COD

(エ)調査結果

成分試験及び溶出試験は、例年と同程度の濃度でした。

ク. 海域の有機スズ化合物調査結果

北九州市では、平成4年度から有機スズ化合物(TBT及びTPT)の水質調査を実施していましたが、直近10年間(平成25年度～令和4年度)の測定結果がすべて検出下限値未満であったこと、また、船舶安全法により平成20年以降日本籍船舶及び日本に入港するすべての外国船舶は、有機スズ化合物を含有する船底防汚塗料の使用が禁止されたことから、今後も検出される可能性が著しく低い



と判断し、令和 4 年度をもって当該調査を終了しました。

ケ. 水質汚濁防止対策

(ア) 法・条例による規制

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定事業場からの排出水について規制を行っています。また、法を補完するものとして、条例を制定し、法対象外の工場・事業場についても規制を行っています。

規制強化の措置として、水質汚濁防止法により、全国一律の排水基準では環境基準を達成することが困難な水域においては、都道府県知事が条例で、より厳しい上乗せ規制を設定できるものとされています。北九州市では、洞海湾、響灘、関門海峡及び周防灘を含めた瀬戸内海水域、遠賀川水域及び筑前前海水域について上乗せ排水基準が設定されています。

令和 6 年 3 月 31 日現在の特定事業場数及び特定施設数は、水質汚濁防止法対象の事業場 166、特定施設 509、瀬戸内海環境保全特別措置法対象の特定事業場 45、特定施設 956 です。

また、北九州市公害防止条例対象の指定事業場数は 3、指定施設数は 4 です。

(イ) 水質総量規制

水質総量規制は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域的な閉鎖性海域であり、排出基準のみによっては環境基準の確保が困難である水域の水質改善を図るために、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めた全ての汚濁発生源からの汚濁負荷量について総合的・計画的に削減を進めることを目的とした制度です。令和 4 年 1 月に環境大臣が策定した第 9 次総量削減基本方針を受けて、令和 4 年 10 月に福岡県は、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定しました。

本市では汚濁負荷量削減を図るため、総量規制基準適用工場への監視・指導を行っています。

(ウ) 地下水汚染防止対策

北九州市では、水質汚濁防止法及び福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、有害物質を使用している工場・事業場に対し、地下水汚染防止について指導・監視を行っています。法では、汚染された地下水による人の健康に係る被害を防止するため、地下水の水質浄化に係る措置命令等が定められています。平成 24 年 6 月 1 日に施行された改正水質汚濁防止法により、有害物質による地下水汚染の未然防止のための規定が設けられました。

(オ) 事故時の措置

公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法により事故時の措置及び事故の状態や措置の概要に関する市への届出が義務づけられています。事故時の措置の対象は、当初有害物質及び油でしたが、平成 23 年 4 月の水質汚濁防止法の改正により、生活環境項目及び指定物質が追加されました。令和 5 年 2 月に、指定物質に PFOS 等の 4 物質が追加され 60 物質になりました。また、福岡県の定める条例により水質汚濁防止法の特定事業場以外の工場・事業場についても事故時の措置等が定められています。

(オ) 立入検査

工場及び事業場に対しては、水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準の遵守状況に関する排水検査及び汚水処理施設の維持管理状況等に関する確認検査を実施しています。

令和 5 年度の立入検査事業場数は、延べ 123 事業場です。



立入検査の様子

(2) 水循環の保全

ア. 下水道の整備

下水道は、都市の快適な居住環境の整備と公共用水域の水質保全に欠かすことのできない生活基盤施設です。北九州市では、第 1 次下水道整備五箇年計画の初年度に当たる昭和 38 年度末での下水道普及率は、わずか 1% 弱でしたが、平成 17 年度末には下水道普及率は 99.8% に達し、汚水整備については概成しました。

現在、処理施設として 5 清浄センターが稼動し、1 日当たり約 39 万 m³ の汚水を処理しており、令和 5 年度末の下水道普及率は 99.9% です。

◆人口普及率【各区別】（令和5年度末）

	行政区域内人口	処理人口	普及率
門司区	91,735人	91,511人	99.8%
小倉北区	177,097人	176,804人	99.8%
小倉南区	204,612人	204,452人	99.9%
若松区	79,481人	79,126人	99.6%
八幡東区	62,852人	62,803人	99.9%
八幡西区	245,420人	245,182人	99.9%
戸畠区	54,806人	54,806人	100.0%
全市域	916,003人	914,684人	99.9%

※人口は住民基本台帳人口の数値

■合流式下水道の改善

初期に下水道整備に着手した地区は、汚水と雨水を同じ管で排除する合流式下水道で整備されています。

合流式下水道は、雨天時に汚水の一部が未処理で川や海に放流されているため、放流先の汚濁負荷を軽減し、水環境を保全する改善事業に取り組み、令和5年度で完了しました。

■公共下水道施設の維持管理

下水道施設を安全に利用し続けるために、改築修繕を行っています。

■水洗化促進の制度

下水道法では、水洗化促進のため処理区域の告示後、生活排水等は遅滞なく公共下水道につなぐこととし、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造することを義務づけています。

北九州市においては、個人の排水設備及び水洗化改造工事に対し、助成金及び貸付金制度を設けているほか、私道公共下水道等の制度を設け、水洗化の促進に努めています。

●水洗化普及相談員制度

未水洗家屋の家庭を訪問し、水洗化の指導と勧奨を行う

●水洗化あっせん委員制度

水洗化に関するトラブルが生じた場合、仲介を引き受ける

●私道公共下水道設置制度

私道にも公共下水道を設置する基準をつくり、水洗化を促進する

●排水設備指定工事店制度

排水設備の新設等の工事は、市が指定した工事施行業者でなければ施工できない

●排水設備責任技術者

排水設備指定工事店には、資格を持つた責任技術者を必ず置く

イ. 水質管理

(ア)水質の状況

下水道の普及とともに、それまでの未処理のまま川や海へ流されていた家庭等の汚水が、浄化センターで処理さ

れて放流されることになり、公共用海域の水質は向上してきました。

このように、浄化センターの役割は水質保全の上で非常に大きいものがあります。

令和5年度の各浄化センターの放流水は、法に基づく排水基準に適合していました。

(イ)工場排水の監視・指導状況

浄化センターへの有害物質等の流入を防止するため、特定事業場を中心に法令に基づく監視・指導を行っています。令和5年度開始時点で、届出のあった特定事業場710、その他の事業場60を対象として、立入検査を206件、水質検査を501件実施しました。

また、排出基準の違反があった事業場に対しては、改善するよう行政指導しました（19件）。



5 土壤汚染対策

(1) 背景

土壤汚染は、地下水汚染とともに、新たな問題として、その対策が重要な課題となっています。市街地等においては、工場・事業場等跡地の再開発の際に土壤汚染が判明する事例が増加し、社会的関心が高まっています。

土壤については、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、平成3年に「土壤の汚染に係る環境基準（以下、土壤環境基準という）」が設定されています。

また、それまで農用地以外の市街地等については土壤汚染対策に関する法制度がなかったことから、土壤汚染による人への健康被害を防止することを目的として、平成14年5月29日に「土壤汚染対策法」が公布され、平成15年2月15日より施行されました。

その後、改正法が平成22年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日にそれぞれ施行されました。

(2) 土壤環境基準

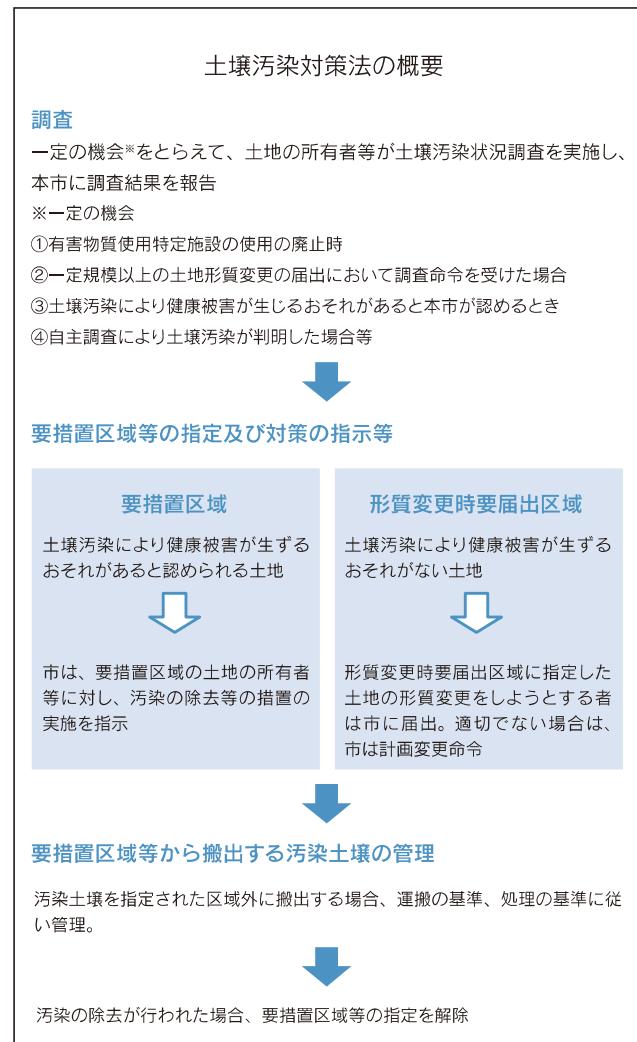
平成3年8月、公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条(現行、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条)の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として土壤環境基準が告示(平成3年環境庁告示第46号)されました。この告示の中で、土壤環境基準の項目として、カドミウム、シアノ等10項目の有害物質が定められました。

さらに、平成5年3月の水質環境基準の一部改正に合わせ、平成6年2月には新たにトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬等15項目の追加、及びヒ素及び鉛についての土壤環境基準が強化され、また、平成13年3月には、ふつ素及びほう素が、平成29年4月1日には、クロロエチレンについて土壤環境基準が追加されました。

また、平成11年12月、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(環境基準)が告示されました(平成11年環境庁告示第68号)。

北九州市では、平成11年度から土壤中のダイオキシン類の調査を行っています。

(3) 土壤汚染対策の状況

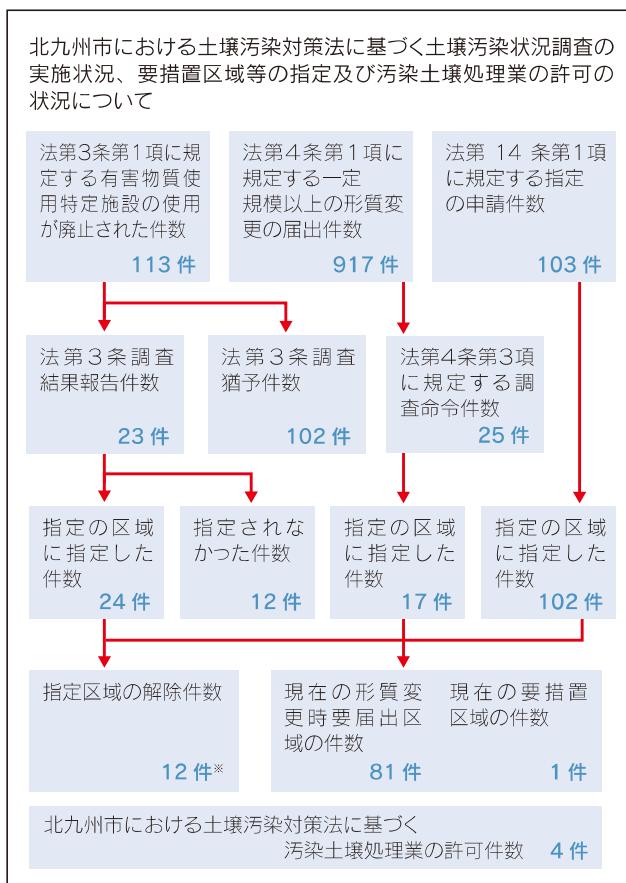


ア・土壤汚染対策法

土壤汚染対策法は、土壤の汚染状況を把握するため、一定の機会をとらえて土地所有者が調査を行い、土壤汚染による人への健康被害のおそれがある場合は措置を講ずることを定めています。

イ. 土壤汚染対策法の施行状況

北九州市における土壤汚染対策法の施行状況は次のとおりです（法施行後～令和6年3月31日）。



*一部解除件数を除く

◆令和5年度 主要道路自動車騒音環境基準適合状況(面的評価の結果)

		昼間適合	夜間適合	昼夜ともに適合	昼夜ともに不適合	対象戸数(総数)
近接空間	対象戸数	55,874	55,887	55,101	3,770	60,430
	%	92.5%	92.5%	91.2%	6.2%	
非近接空間	対象戸数	59,894	59,861	59,662	759	60,852
	%	98.4%	98.4%	98.0%	1.2%	
評価範囲全体	対象戸数	115,768	115,748	114,763	4,529	121,282
	%	95.5%	95.4%	94.6%	3.7%	

(注) 環境基準：昼間(6~22時) 70dB以下、夜間(22~6時) 65dB以下

近接空間：道路端から0~20m(2車線以下は0~15m) 非近接空間：道路端から20~50m(2車線以下は15~50m)

6 騒音・振動対策

(1) 概況

騒音・振動に関する公害問題は、近年の住宅過密化や、生活様式の多様化に伴い、対象が工場・事業場、建設作業及び自動車等からの騒音・振動だけでなく、深夜営業騒音及び法的規制のない低周波音や生活近隣騒音などに拡がっています。

(2) 工場・事業場の騒音・振動

工場・事業場の事業活動に伴い、著しい騒音・振動を発生する施設については、騒音規制法、振動規制法及び北九州市公害防止条例により、施設の設置前に届出が義務付けられています。届出の審査や法令対象工場への立入検査により公害の未然防止を図っています。

(3) 建設作業の騒音・振動

重い打作業やブレーカーを用いたはつり作業等騒音・振動の著しい建設作業は、騒音規制法、振動規制法により、特定建設作業実施届出が義務付けられています。当該届出書の提出や随時の作業現場への立入検査の際、届出者等に対して、低騒音・低振動工法の採用や周辺住民に対する十分な説明を行うよう指導しています。

(4) 自動車の騒音

市内主要道路沿線における自動車騒音の実態把握のため、昭和62年度から騒音測定を行っています。平成12年度からは、環境基準の達成状況について道路に面する地域における住居等の戸数やその割合を把握する、いわゆる『面的評価』を行っています。

平成31年度から令和5年度までの5年計画で市内主要道路230区間(総延長約500km)の評価を行いました。

令和5年度は、43区間(総延長約90km)について環境基準の適合状況を評価しました(騒音測定を実施した区



間は 20 区間)。

その結果、評価対象となる全住居戸数 121,282 戸のうち、昼間においては 115,768 戸 (95.5%)、夜間においては 115,748 戸 (95.4%)、昼夜ともにおいては 114,763 戸 (94.6%) が環境基準に適合していました。

評価結果については、道路管理者及び関係行政機関に通知し、道路構造の改善など騒音の減少対策について要請しています。

(5) 新幹線鉄道の騒音・振動

市内の山陽新幹線の沿線地域はトンネル部分を除いて「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の地域類型のあては

めが行われています。

調査の結果、騒音については、測定を実施した5地区19地点のうち14地点で環境基準に適合し、5地点で不適合でした。振動については指針値「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」を超える地点はありませんでした。

本市では、西日本旅客鉄道株式会社に測定結果を通知し、環境基準を超える地域について一層の騒音低減対策を要請しています。なお、西日本旅客鉄道株式会社では発生源騒音対策として、地上設備においては、レールの削正、吸音板の設置などを行っており、また車両においては、先頭形状の改良、低騒音パンタグラフの採用など低騒音化に取り組んでいると聞いています。

◆令和5年度 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地区番号	地区名	場所	軌道構造	測定日	騒音(デシベル)						振動(デシベル)		列車速度(km/h)		
					環境基準		測定値					指針値	測定値		
					地域類型	基準値	12.5m	25m	50m	100m	200m		12.5m	25m	
①	富野	小倉北区上富野一丁目	高架	R5.11.9	I	70	70	66	60	-	-	70	46	39	104
②	日明	小倉北区平松町	高架	R5.12.13	II	75	69	64	62	-	-	70	46	45	132
③	小嶺	八幡西区小嶺三丁目	盛土	R5.12.7	I	70	△72	△72	69	68	-	70	59	51	238
④	茶屋の原	八幡西区茶屋の原四丁目	盛土	R5.12.5	I	70	70	70	67	65	-	70	59	55	240
⑤	楠橋	八幡西区大字楠橋	盛土	R5.12.14	I	70	△72	△73	△72	68	65	70	63	63	219

△ 騒音の環境基準または振動の指針値に不適合

(6) 航空機の騒音

若松区及び八幡西区の全域は、航空自衛隊芦屋基地の「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型のあてはめが行っています。八幡西区の一部は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条で規定する住宅防音工事助成対

象区域(以下「第一種区域」という。)に指定されています。

市内 12 カ所の測定地点のうち、令和 5 年度は 7 カ所の騒音測定を行い、環境基準の適合状況を把握しました。その結果 7 地点全てで環境基準に適合していました。なお、残りの 5 地点は前年度に測定を行っており、全て適合し

◆令和5年度 芦屋基地航空機騒音測定結果

行政区	地点番号	測定地点		防衛施設周辺の区域指定	環境基準		測定値[Lden]	ピークレベル平均[dB]	一日平均騒音識別回数	評価期間	
					地域類型	基準値[Lden]					
八幡西区	1	八幡西区浅川日の峯二丁目	浅川児童館	—	I	57	52	78	29.9	通年	
	(2)	八幡西区三ツ頭二丁目	交通局向田営業所	—	II	62	48	74	20.4	R4.6.3～R4.8.11	
	3	八幡西区大字浅川	日峰配水池	第一種	II	62	49	76	23.9	R5.12.1～R6.1.21	
	(4)	八幡西区浅川台三丁目	水洗公園	第一種	II	62	55	80	36.1	R4.8.23～R4.10.31	
	5	八幡西区日吉台一丁目	折尾西市民センター	—	I	57	37	74	3.0	R5.6.15～R5.8.27	
	6	八幡西区自由ヶ丘	九州共立大学	—	I	57	52	78	22.2	R5.6.15～R5.8.27	
	(7)	八幡西区日吉台一丁目	民間住宅	—	I	57	49	77	18.6	R4.8.23～R4.10.31	
	8	八幡西区浅川学園台二丁目	浅川中学校	—	II	62	44	75	11.2	R5.9.4～R5.11.13	
若松区	9	若松区高須西二丁目	民間住宅	—	I	57	51	76	34.3	R5.12.1～R6.2.8	
	(10)	若松区高須東四丁目	高須小学校	—	I	57	51	77	27.0	R4.11.11～R5.1.19	
	11	若松区青葉台西三丁目	青葉小学校	—	I	57	50	75	30.7	R5.9.4～R5.11.13	
	(12)	若松区東二島五丁目	二島小学校	—	I	57	42	74	6.6	R4.11.11～R5.1.19	

*() は前年度に測定を行った地点

ていました。

北九州市では、調査結果を九州防衛局に通知して一層の配慮を求めるとともに、環境基準に適合している地点においても、周辺住民からの苦情が依然として寄せられていることから、防衛省への第一種区域など補助対象区域の拡大、環境省への評価方法等の再検討を要望しています。

(7) 近隣騒音等

近年、低周波音による苦情、またエアコン室外機の稼動音や自動車のアイドリングの音などのいわゆる生活近隣騒音による苦情が増加しています。

これらは法の規制が及ばないため、苦情解決については、関係者の協力が必要です。市は当事者双方の話し合いや、調停などの指導にあたるとともに、市民への啓発活動に努めています。

また、深夜営業騒音については福岡県の「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例」及び「騒音防止条例」等に基づき、所轄の警察署で指導を行っています。

7 化学物質対策

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとして、その環境汚染を防止するために平成12年1月15日からダイオキシン類対策特別措置法が施行されました。この法律では、施策の指標とすべき耐容一日摂取量（人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量）を4ピコグラム（TEQ/kg/日）以下と定め、大気、水質及び土壤に係る環境基準、規制対象となる特定施設からの排出ガス及び排出水に係る排出基準、廃棄物焼却炉のばいじん・焼却灰等の処理基準などが規定されています。また、国が削減計画を策定すること、自治体が環境汚染状況についての調査測定を実施し結果の公表をすること、特定施設の設置者が排出ガス・排出水を測定し自治体に報告することが義務づけられています。

令和5年度は、大気、公共用水域（河川・海域・湖沼）及び地下水、底質（河川・海域・湖沼）及び土壤についての環境基準適合状況を調査するとともに、生物のダイオキシン類調査も合わせて実施しました。

発生源対策としては、特定施設の設置者に対し、排出ガス、排出水、ばいじん及び焼却灰の測定結果の報告を求め、その結果を公表しました。また、特定施設の設置事業場への立入検査を行い、排出ガスなどについて検査（行政検査）を実施しました。

ア. 環境基準

◆ダイオキシン類の環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質	年間平均値 1pg-TEQ/ ℥ 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下

備考 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値です。

2) 土壤については、汚染の進行防止等の観点から、基準が達成されている場合であっても、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施すること。

環境省告示第68号(H11.12.27) 環境省告示第89号(R4.11.25)改正

イ. 一般環境の状況

(ア) 大気

大気については、一般環境大気測定期局4箇所において年4回又は2回測定を行いました。各観測地点の測定結果（年平均値）は、いずれも環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）に適合していました。

◆令和5年度 一般環境大気中のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/m³

測定地点	5月	8月	11月	2月	平均値
門司区（松ヶ江）	-	0.0071	-	0.0060	0.0066
小倉南区（企救丘）	-	0.0071	-	0.0066	0.0069
若松区（若松）	0.014	0.013	0.023	0.012	0.016
八幡西区（黒崎）	-	0.0068	-	0.0066	0.0067

() は、一般環境大気測定期局名

(イ) 公共用水域の水質

水質については、海域の環境基準点5地点、各河川の最下流の環境基準点15地点及び湖沼の環境基準点1地点、計21地点において測定を行いました。各観測地点の測定結果は、海域、河川及び湖沼とも全地点で環境基準（1pg-TEQ/ ℥ 以下）に適合していました。

(ウ) 地下水

地下水については、市内1地点において年1回測定を行いました。観測地点の測定結果は、環境基準（1pg-TEQ/ ℥ 以下）に適合していました。

(エ) 底質

底質については、海域の環境基準点3地点、河川の環境基準点1地点及び湖沼の環境基準点1地点の計5地点において年1回測定を行いました。各観測地点の調査結果は、海域、河川及び湖沼とも全地点で環境基準（150pg-TEQ/g 以下）に適合していました。



◆令和5年度 海域・河川及び湖沼のダイオキシン類濃度

単位 : pg-TEQ/ℓ

調査地点		測定値
水域区分	海域・河川・湖沼名	
海 域	洞海湾	D2 0.12
		D6 0.11
	響灘	H1 0.065
		H5 0.066
	周防灘	S-1 0.068
河 川	江川	R-1 栄橋 0.17
	新々堀川	R-2 本陣橋 0.068
	紫川	R-7 勝山橋 0.066
	板櫃川	R-11 新港橋 0.13
	撥川	R-13 JR引込線横の橋 0.14
	割子川	R-15 JR鉄橋下 0.10
	金手川	R-19 洞北橋 0.097
	奥畠川	R-20 宮前橋 0.14
	竹馬川	R-21 新開橋 0.17
	清滝川	R-22 暗渠入口 0.25
	大川	R-23 大里橋 0.091
	村中川	R-24 村中川橋 0.078
	江川	R-25 江川橋 0.094
	貫川	R-26 神田橋 0.23
	相割川	R-27 恒見橋* 0.13
	湖 沼	ます渕ダム ダムサイト 0.065

※代替として相割橋で採水

◆令和5年度 地下水のダイオキシン類濃度

単位 : pg-TEQ/ℓ

調査地点	測定値
八幡西区 医生ヶ丘	0.062

◆令和5年度 底質のダイオキシン類濃度

単位 : pg-TEQ/g · dry

調査地点			
水域区分	海域・河川・湖沼		測定値
海 域	洞海湾	D2	22
		D6	26
河 川	周防灘	S-1	8.1
湖 沼	相割川	恒見橋*	1.7
	ます渕ダム	ダムサイト	6.3

※代替として相割橋で採水

(ア)生物

生物については、沿岸海域の2地点で採取された2種を対象に年1回測定を行いました。

◆令和5年度 生物のダイオキシン類濃度

単位 : pg-TEQ/g

調査地点	種 類	測定値
洞海湾 D2	カワハギ	0.029
周防灘 S-1	ガザミ	1.4

(イ)土壤

土壤については、市内5地点において年1回測定を行いました。各観測地点の調査結果は、環境基準(1,000pg-TEQ/g以下)に全て適合していました。

◆令和5年度 土壤のダイオキシン類濃度

単位 : pg-TEQ/g.dry

調査地点	測定値
戸畠区 小芝	0.036
門司区 吉志	0.024
小倉北区 井堀	7.7
小倉南区 安部山	0.24
小倉南区 南方	0.15

ウ.発生源の状況及び指導

(ア)ダイオキシン類対策特別措置法対象事業場の概要

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（大気基準適用施設、水質基準対象施設）及び瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内法）対象事業場の状況は次の表のとおりです。

◆ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況

(令和6年3月31日現在)

	施設名	設置状況	
		事業場数	施設数
大気基準適用施設	鉄鋼用焼結炉	2	3
	製鋼用電気炉	4	4
	アルミ溶解炉	2	2
	廃棄物焼却炉	21	4t／時以上 17
	2t／時以上～4t／時未満		3
	2t／時未満		20
水質基準対象施設	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	2	3
	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰貯留施設	13	67
	廃PCB又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	6
	下水道終末処理施設	3	4
	他の事業場から排出される汚水等の処理施設	1	1
事業場	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰貯留施設	1	15

*複数の特定施設を有する事業場は、大気・水質毎にその事業場の代表となる特定施設の欄のみに事業場数を計上しています。

(イ)発生源の状況及び指導

a.一般廃棄物の焼却工場等

市の一般廃棄物焼却工場3工場の排出ガス、ばいじん、焼却灰及び排水処理汚泥を対象に測定を実施しました。

(ア)排出ガス

全施設とも排出基準（新門司工場は0.1ng-TEQ/m³N以下、日明・皇后崎工場は1ng-TEQ/m³N以下）に適合していました。

◆令和5年度 焼却工場の排出ガス中のダイオキシン類濃度

単位: ng-TEQ/m³N

焼却工場名	施設名	測定値
新門司工場	1号炉	0.00027
	2号炉	0.00073
	3号炉	0.0042
日明工場	1号炉	0.037
	2号炉	0.032
	3号炉	0.11
皇后崎工場	1号炉	0.0062
	2号炉	0.000045
	3号炉	0.0029

(b)焼却灰、ばいじん及び排水処理汚泥

焼却灰、ばいじん及び排水処理汚泥については、3工場とも判定基準(3ng-TEQ/g以下)に適合していました。

◆令和5年度 焼却工場の焼却灰、ばいじんに含まれるダイオキシン類濃度

単位: ng-TEQ/g

焼却工場名	焼却灰	ばいじん	排水処理汚泥
新門司工場	0(溶融スラグ) 0(溶融メタル)	0.28	排水処理汚泥なし
日明工場	0.044	0.55	0.38
皇后崎工場	0.00059	0.35	0.0013

(c)管理型最終処分場の放流水

市内4ヶ所の管理型最終処分場の放流水については、いずれも維持管理基準(10pg-TEQ/l以下)に適合していました。

◆令和5年度廃棄物処分場の放流水中のダイオキシン類濃度

単位: pg-TEQ/l

処分場数	測定値
4	0~2.2

b.立入検査

(a)立入検査

工場・事業場への立入検査は、ダイオキシン類対策特別措置法第34条の規定に基づき実施しました。

◆令和5年度 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査の実施状況

	工場・事業場数	施設数
大気基準適用施設	23	43
水質基準対象施設 (瀬戸法対象事業場を含む。)	4	18

(b)排出ガスの監視測定

3事業場の3施設の排出ガスを測定した結果、全ての施設で排出基準に適合していました。

◆令和5年度 排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果

単位: ng-TEQ/m³N

施設名		施設数	測定値	排出基準値
廃棄物焼却炉	4t/時以上	既設 2	0.0000023 ~ 0.0038	1
	2t/時未満	新設 1	0.085	5

(c)事業場排水の監視測定

1事業場の1排水口について測定した結果は、排出基準(10pg-TEQ/l以下)に適合していました。

◆令和5年度 事業場排水中のダイオキシン類濃度の測定結果

単位: pg-TEQ/l

事業場数	排水口数	測定値
1	1	1.8

c.事業者自主測定の結果

(a)大気基準適用施設に係る排出ガス

ダイオキシン類対策特別措置法の対象26事業場(45施設)のうち、休止中施設等を除く24事業場(40施設)から報告があり、全ての施設で排出基準に適合していました。

(b)水質基準対象施設に係る排出水

4事業場(5排水口)から報告があり、全ての排水口で排水基準(10pg-TEQ/l以下)に適合していました。

(c)廃棄物焼却炉に係るばいじん等

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等については、判定基準(3ng-TEQ/g以下)を超えるものは特別管理廃棄物としてセメント固化処理等の安定化処理をして最終処分することが義務付けられています。

令和5年度は、ばいじん(15事業場23施設)及び焼却灰(16事業場28施設)について自主測定の報告があり、全て判定基準に適合していました。

◆令和5年度 大気基準適用施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果

単位: ng-TEQ/m³N

施設名	報告数		測定値	基準値	排出基準不適合施設数
	事業場数	施設数			
鉄鋼用焼結炉	既設 1	1	0.0068	1	0
製鋼用電気炉	既設 2	2	0.033 ~ 0.11	5	0
	新設 2	2	0.0015 ~ 0.0043	0.5	0
アルミ焙焼炉・溶解炉	既設 1	1	0.064	5	0
	新設 1	1	0.024	1	0
廃棄物焼却炉	既設 5	11	0.0000011 ~ 0.48	1	0
	新設 2	4	0.00027 ~ 0.0042	0.1	0
	既設 1	1	0.014	5	0
	新設 2	2	0.0037 ~ 0.41	1	0
	既設 5	5	0.00000048 ~ 0.96	10	0
	新設 8	10	0.0000040 ~ 3.9	5	0



◆令和5年度 水質基準対象施設に係る排出水中のダイオキシン類濃度
単位：pg-TEQ/l

施設名		廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	下水道終末処理施設
報告数	事業場数	1	3
	排水口数	1	4
最小～最大		5.2	0.000087～0.00059
基準値		10	10
基準不適合排水口数		0	0

◆令和5年度 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度
単位：ng-TEQ/g

施設名	報告数		最小～最大	特別管理廃棄物の判定基準値(平成14.12.1～)
	項目	事業場数		
廃棄物焼却炉	ばいじん	15	23	0～1.0
	焼却灰	16	28	0～0.36

(2) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

ア. 環境省の調査により魚類等への影響が確認された4-t-オクチルフェノール及びビスフェノールAの2物質について、公共用水域（海域・河川及び湖沼）における存在実態を把握するため、平成17年度より環境調査を実施しています。

イ. 調査方法

(ア) 調査時期

河川：令和5年9月7日及び9月13日

湖沼：令和5年12月7日

海域：令和5年9月4日及び9月11日

(イ) 調査地点

北九州市内の公共用水域における環境基準点（河川5地点、湖沼1地点及び海域7地点）

ウ. 調査結果

4-t-オクチルフェノール、ビスフェノールAとともに全地点で検出されませんでした。

◆令和5年度 公共用水域における内分泌かく乱物質監視・測定結果

測定項目	河川		湖沼		海域		検出下限(μg/l)	予測無影響濃度 ^{※1} (μg/l)
	検出数 / 検体数	検出濃度範囲(μg/l)	検出数 / 検体数	検出濃度範囲(μg/l)	検出数 / 検体数	検出濃度(μg/l)		
4-t-オクチルフェノール	0/5	ND	0/1	ND	0/7	ND	0.04	0.992
ビスフェノールA	0/5	ND	0/1	ND	0/7	ND	0.1	47 ^① , 24.7 ^②

ライフサイクル試験^{※2}の 1) パーシャルライフサイクル試験による。 2) フルライフサイクル試験による。

※1 予測無影響濃度とは、魚類へ害を及ぼさない最大の濃度（最大無作用濃度）に、10倍の安全率を乗じて設定された濃度であり、各物質の予測無影響濃度は、以下の環境省の資料から引用した。

・平成13,14,16年度第1回内分泌擾乱化学物質問題検討会資料

※2 ライフサイクル試験とは、卵から成熟するまで試験物質を含む水の中で魚を育て、ビテロジエニン産生や生殖能力の変化などを観察する試験方法で、パーシャルライフサイクル試験（受精卵からふ化後60日まで曝露させる）とフルライフサイクル試験（受精卵からふ化後100日まで曝露するとともに次世代への影響を調べる）がある。

8 悪臭対策

(1) 悪臭の要因

悪臭は、一般に臭気を有する多種類の物質によって構成されていることが多い、工場・事業場から発生する特有な臭いは、人の嗅覚に直接作用し、時には不快な臭いとなつて、周辺住民の生活環境を損なうものとなっています。

北九州市では、住宅地が郊外部へ拡大していることや住工混在地域が多いこと、さらに身近な環境に対する市民の関心が高まっていることなどから、多種多様な悪臭公害が顕在化してきています。

(2) 悪臭の現況

平成26年から令和5年度までの過去10年間の悪臭に係る苦情件数は、以下のとおりです。令和5年度の苦情件数は、令和4年度と比べて7件減少しています。

また、令和5年度の悪臭の原因が店舗や家庭など、工場に起因しない、いわゆる都市・生活型に分類される苦情は、悪臭苦情全体の47%を占める26件でした。

◆悪臭に係る苦情件数の推移

年度	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
苦情件数	46	60	61	59	91	87	82	48	62	55
行政指導件数	0	1	1	0	0	0	0	0	1	2

(3) 悪臭防止対策

昭和46年6月の悪臭防止法制定、翌月5月の法施行により、悪臭に係る規制が開始されました。北九州市では、これを受け昭和47年度に規制地域及び規制基準設定のための調査を開始し、昭和48年8月、市内全域を規制地域に指定するとともに、アンモニア等5物質について、法で定められた規制基準の範囲のうち、最も厳しい数値を規制基準として設定しました。

また、昭和51年9月及び平成元年9月に悪臭防止法施行令が改正され、二硫化メチル等7物質が、さらに平成5年6月にトルエン、キシレン等10物質が新たに特

定悪臭物質に追加指定されました。これら特定悪臭物質についても、改正施行令施行後、基準設定調査を行い、アンモニア5物質と同様、最も厳しい規制基準を設定しました。

さらに、平成6年4月に悪臭防止法施行規則が改正され、排出水中に含まれるメチルメルカプタン、硫化水素等硫黄系4物質に係る規制基準の設定方法が定められましたが、これらの特定悪臭物質についても、平成8年4月に規制基準を設定しました。規制対象の特定悪臭物質の規制基準は以下のとおりです。

◆特定悪臭物質の規制基準

特定悪臭物質	規制基準			
	敷地境界	排出水中		気体排出口
	規制基準 (ppm)	排出水量	規制基準 (mg/l)	規制の有無
メチルメルカプタン	0.002	0.001m ³ /秒以下	0.03	—
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.007	
		0.1m ³ /秒超える	0.002	
硫化水素	0.02	0.001m ³ /秒以下	0.1	有
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.02	
		0.1m ³ /秒超える	0.005	
硫化メチル	0.01	0.001m ³ /秒以下	0.3	—
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.07	
		0.1m ³ /秒超える	0.01	
二硫化メチル	0.009	0.001m ³ /秒以下	0.6	—
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.1	
		0.1m ³ /秒超える	0.03	
トリメチルアミン	0.005	—	—	有
アンモニア	1.0	—	—	有
ノルマル酪酸	0.001	—	—	—
イソ吉草酸	0.001	—	—	—
ノルマル吉草酸	0.0009	—	—	—
プロビオン酸	0.03	—	—	—
アセトアルデヒド	0.05	—	—	—
プロピオノアルデヒド	0.05	—	—	有
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	—	—	有
イソブチルアルデヒド	0.02	—	—	有
ノルマルバケルアルデヒド	0.009	—	—	有
イソバケルアルデヒド	0.003	—	—	有
イソブタノール	0.9	—	—	有
酢酸エチル	3.0	—	—	有
メチルイソブチルケトン	1.0	—	—	有
トルエン	10.0	—	—	有
キシレン	1.0	—	—	有
スチレン	0.4	—	—	—

北九州市では、悪臭発生工場・事業場における悪臭規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っています。令和5年度の悪臭測定の実施状況は、以下のとおりです。

悪臭測定の結果、令和5年度は2工場・事業場で基準を超えていたため、原因調査と改善対策の実施を指導しました。

◆令和5年度 悪臭測定実施状況

発生源業種	工場・事業場数
飼料・肥料工場	3
水産食料品製造工場	1
廃棄物処理事業場	1
計	5

9 工場・事業場における環境保全対策への取組の推進

(1) 背景

北九州市では、市民の生活環境を保全するため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の環境法令に基づき、市内の工場・事業場に対して立入検査を行い、法令遵守の状況を確認しています。公害防止・環境保全への取り組みの一環として、平成27年度から新たに「環境保全セミナー」を開催することとしました。本セミナーは、工場・事業場に対して、法の内容や指導事例などの理解の徹底を図り、法令遵守意識を高め、不祥事の防止につなげることを目的としています。

(2) 開催概要

環境法令遵守意識の高揚や不祥事の発生防止を目的とし、最近の法改正内容の紹介や工場・事業場への立入検査の実施状況、指導事例の紹介等を行いました。

セミナーの実施方法は、市内の大気分野及び水質分野の大規模排出事業者を対象とした集合セミナー及び工場・事業場単位での申し込みに応じて実施する個別セミナーとしています。令和5年度は、集合セミナーを会場及びオンラインで1回開催しました。

◆環境保全セミナー開催状況

	集合
開催日	令和5年11月30日
開催回数(回)	1
参加事業所数	48
参加人数(名)	128

(3) 今後の取組

社会情勢や環境問題の推移等に応じて、引き続き取組を実施していきます。



10 公害に関する苦情・要望

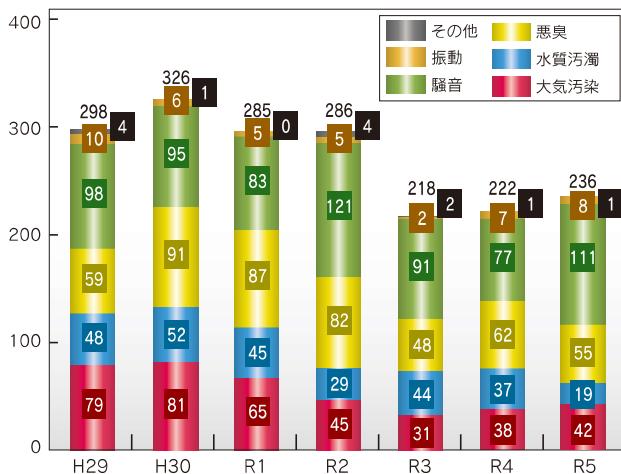
公害に関する苦情・要望は、公害の発生状況を知るうえで重要な指標のひとつです。公害が発生した場合、当事者間の話し合いなどで解決する例もありますが、大部分は苦情・要望として行政機関へ持ち込まれています。

北九州市では、市民からの苦情・要望に対して、迅速・的確な処理を行い、その解決を図るよう努めています。

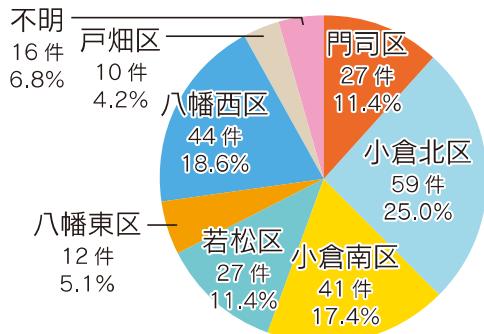
(1) 苦情・要望の推移

令和5年度に申し立てられた公害に関する苦情・要望件数の総数は236件（令和4年度222件）ありました。苦情件数は、前年に比べると14件増加しています。

◆種類別(苦情・要望の経年変化)



◆行政区別の苦情・要望状況(令和5年度)



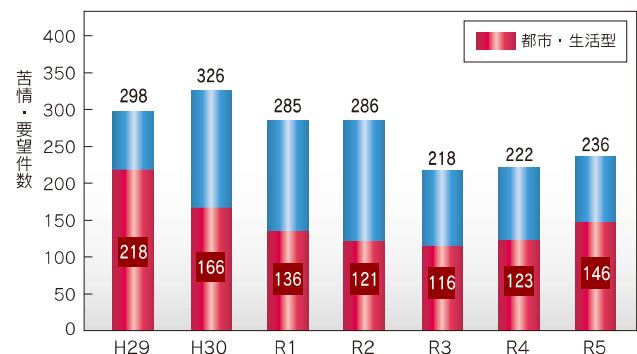
(2) 最近における苦情・要望の特徴

産業公害の沈静化とともに、住宅・商業地域などにおいて、市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水、廃棄物、交通機関、建設工事などの苦情が多く寄せられるようになっていきます。これは、「都市・生活型の苦情」とされて

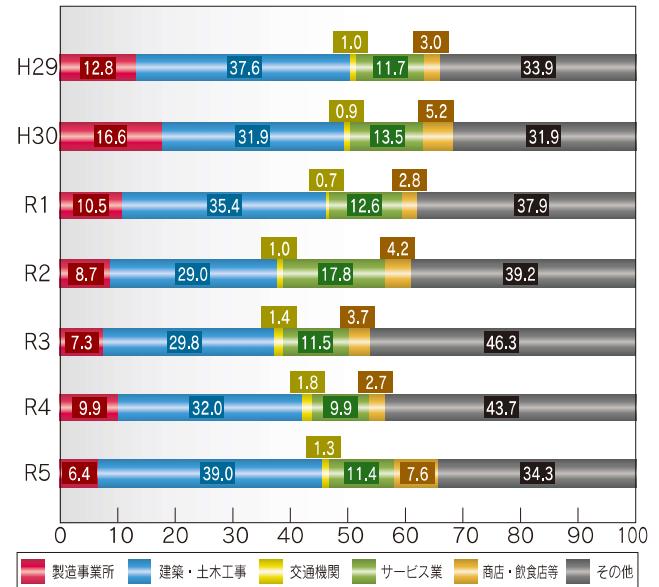
います。

令和5年度の都市・生活型苦情・要望件数は、146件で、全体の62%を占めています。

◆都市・生活型苦情・要望件数の経年変化



◆苦情・要望の発生源別構成比の推移



(3) 苦情・要望への対応

市民からの苦情・要望の申し立てがあった場合、当事者への事情聴取や現地調査を行っています。その結果、法律・条例の違反があれば、発生源に対して施設や作業方法の改善などを指導しています。

また、関係部局との連携を図りつつ、苦情の解決にあたっています。



11 保健環境研究所における検査・研究

(1) 事業の目的

市民の安全・安心を守り、地域の快適な環境づくりを進めていくために必要な科学的数据の提供などを目的に、調査研究、試験検査、研修指導、情報の収集・提供を行っています。

(2) 事業の内容

ア. 保健衛生部門

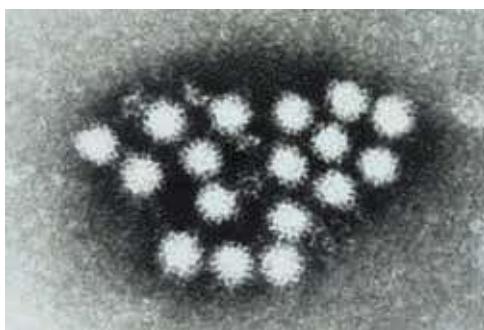
(ア) 食品・家庭用品などに関する業務

市内で流通している食品などについて、食品添加物、残留農薬、特定アレルギー物質などの検査や貝毒のような自然毒、家庭用品中の有害化学物質などの検査も行っています。さらに、調査研究にも取り組んでおり、健康食品中の医薬品成分の多数一斉分析法を開発するなどの成果が出ています。

(イ) 微生物に関する業務

食中毒発生時の原因究明のための検査や感染症の流行状況を把握するための病原体検査などを行っています。

中でも、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、感染性胃腸炎などの原因となる細菌やウイルスについては、遺伝子検査等の高度で精確な検査を行っています。特に新型コロナ感染対策として、新たな変異株を早期に発見するため、次世代シーケンサーを用いたゲノム解析を行っています。また、検査方法の改善にも取り組んでおり、検査にかかる日数を従来より短縮するなどの研究成果が出ています。



ノロウイルス

(感染性胃腸炎の原因となるウイルスの一種：電子顕微鏡写真)

イ. 環境部門

工場や自動車等から排出されるベンゼンなどの有害大気汚染物質の環境調査や硫化水素、アンモニアなどの悪臭物質の検査、PM2.5の環境調査、工場・事業場の排水の水質調査、その他市民からの苦情や事故時の原因調査など

を行っています。

また、市内公共用水域の平常時水質の化学物質調査や河川マイクロプラスチック実態調査などの調査研究に取り組んでいます。

このほか、環境省の委託を受け、法律で未規制の有害化物質の汚染状況の実態把握などにも取り組んでいます。

◆保健環境研究所の検査件数

	調査研究	依頼検査	合計
令和2年度	860	20,908	21,768
令和3年度	4,544	20,780	25,324
令和4年度	3,326	4,397	7,723
令和5年度	857	3,523	4,380



有害大気汚染物質の分析

(3) 国際貢献

日々の試験検査や調査研究により蓄積した環境保全や保健衛生に関する分析技術を生かし、(独)国際協力機構(JICA)や(公財)北九州国際技術協力協会(KITA)に協力して、開発途上国などから研修員を受け入れています。

令和5年度は食品安全行政コースにおいて、保健環境研究所の役割などについて講義するとともに、施設の見学も行いました。



(4) 令和5年度調査研究テーマ一覧

	No.	調査研究テーマ	共同研究機関	期間
環境部門	1	化学物質環境実態調査(エコ調査)	環境省受託	令和5年度
	2	災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発	II型共同研究	令和4~6年度
	3	GC/MSによる全自動同定定量システム(AIQS-GC)を用いた市内公共用水域の平常時の水質データの蓄積		令和5~7年度
	4	河川プラスチックごみの排出実態把握と排出抑制対策に資する研究及び市内河川マイクロプラスチック実態調査	II型共同研究	令和3~6年度
	5	LC/MS/MSを用いたPFAS分析体制の確立に向けての取組み		令和5~6年度
	6	オープンデータ、オープンなソフトウェアを用いた業務の効率化及び研究の推進		令和5年度
衛生化学部門	7	ナツメグ中のエレミシン定量分析法の開発		令和5年度
	8	家庭用品中の新メタノール試験法への対応		令和4~6年度
微生物部門	9	北九州市内で製造されたそうざいの細菌汚染状況と保存温度の影響		令和4~5年度
	10	食肉の <i>Escherichia albertii</i> 汚染実態調査		令和5年度
	11	給食施設での一般的な衛生管理によるウエルシュ菌への効果の検証と市内流通食品のウエルシュ菌汚染実態調査		令和4~6年度
	12	薬剤耐性菌におけるNGS解析の試み		令和5~6年度
	13	エンテロウイルスD68(EV-D68)の検査法の確立		令和3~5年度
	14	新型コロナウイルス発症日以後のCt値の推移について		令和5年度
	15	北九州市におけるムンブスウイルス流行状況調査	国立感染症研究所	平成25~令和6年度
	16	市内におけるネコの重症熱性血小板減少症候群(SFTS)ウイルス保有状況調査		令和5~6年度
	17	インフルエンザウイルスの遺伝子解析法の導入		令和5~6年度
	18	北九州市におけるインフルエンザウイルスの系統解析		令和5~7年度

12 公害健康被害の補償と予防

(1) 背景

北九州市では、大気汚染による健康被害の影響を重視し、昭和35年から各種の疫学調査に取り組んできましたが、大気汚染の著しい地域に非定型のぜん息様疾患の発生率の高いことが確かめられました。

また、市民からの健康被害の救済を望む声が高まったことから、昭和46年11月、国に対して「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定の要請を行い、昭和48年2月1日に洞海湾周辺の若松区、八幡東区、八幡西区、戸畠区及び小倉北区の各一部48km²が地域指定となり、医療費等の給付が開始されました。

法による制度とは別に、転出または転勤により救済法の対象とはならない市民を救済するため、本市は昭和48年10月15日「北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱」を制定し、市独自の救済制度を開始しました。

その後、昭和49年8月1日には、学童の疫学調査結果等により、昭和48年9月議会において、全会一致をもって指定地域拡大に関する決議がなされたことを受け、法の指定地域に隣接する5.9km²を救済措置要綱による指定地域として市独自に設定しました。

昭和49年9月1日、医療費の全額負担及び損害に対

する補償給付等幅広い公害健康被害の補償を目的とした「公害健康被害補償法」が施行され、救済法による指定地域が、そのまま補償法の指定地域に引き継がれました。

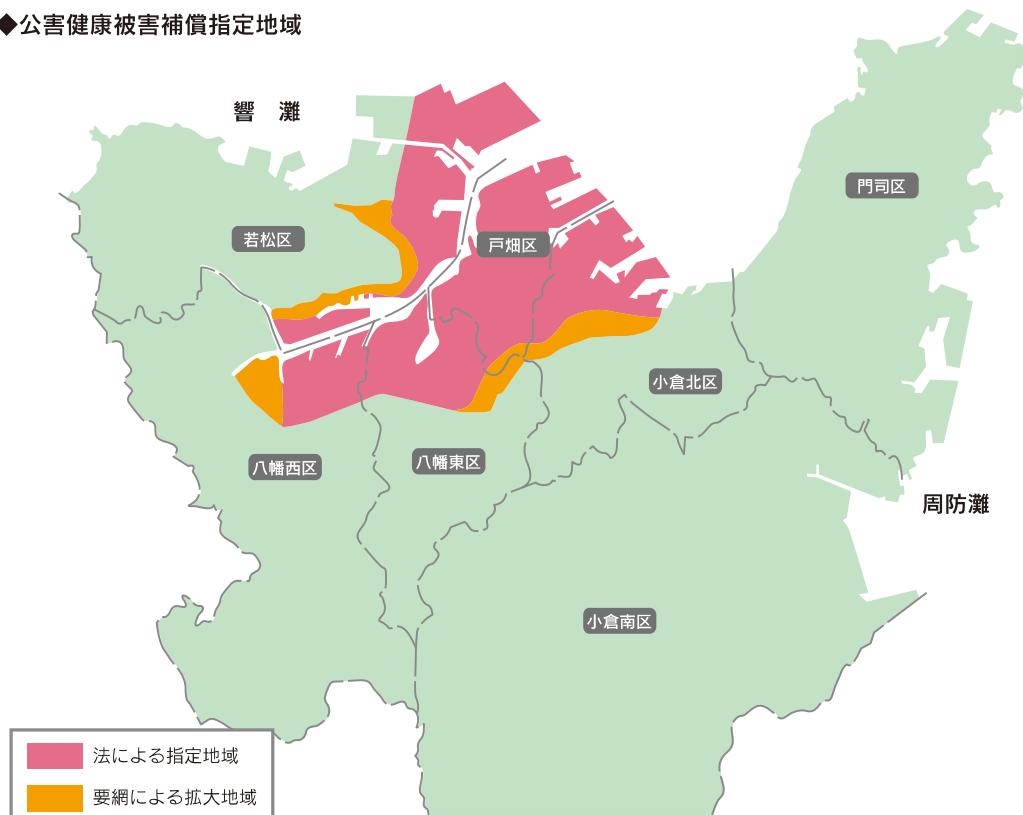
「公害健康被害補償法」の施行に併せて、市の救済措置要綱も「北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱」に全面改正し、補償法と同内容の補償給付及び公害保健福祉事業を行うこととしました。

補償法及び補償要綱においては、補償給付として、独自の診療報酬体系で医療費を全額負担する「療養の給付及び療養費」ほか6種類の補償給付を定めているほか、被認定者の健康の回復、保持及び増進を目的とした公害保健福祉事業の実施を定めており、被害者救済の立場に立った損害賠償制度として、健康被害者の保護を図っています。

その後、大気汚染の著しい改善を踏まえ、昭和62年9月、補償法は「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正され、昭和63年3月1日に第一種指定地域の指定解除が行われました。

併せて、北九州市においても、補償要綱に基づく指定地域を解除しましたが、法と同様に、被認定者への補償給付と保健福祉事業を実施しています。また、改正によって新たに地域住民を対象として健康被害予防事業が実施されることとなりました。

◆公害健康被害補償指定地域





(2)これまでの取組など

ア. 被認定者の構成及び異動状況

(ア)年齢別疾病別被認定者数 (法)

(令和6年3月末現在)

年齢別 (歳)	総 数			構成比 (%)	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~39	12	7	19	2.77%	0	0	0	12	7	19	0	0	0	0	0	0
40~59	235	183	418	60.84%	0	0	0	235	183	418	0	0	0	0	0	0
60~64	24	20	44	6.40%	0	0	0	24	20	44	0	0	0	0	0	0
65~	75	131	206	29.99%	0	6	6	75	125	200	0	0	0	0	0	0
計	346	341	687	100.00%	0	6	6	346	335	681	0	0	0	0	0	0

(イ)年齢別疾病別被認定者数 (要綱)

(令和6年3月末現在)

年齢別 (歳)	総 数			構成比 (%)	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~39	3	1	4	7.02%	0	0	0	3	1	4	0	0	0	0	0	0
40~59	23	14	37	64.91%	0	0	0	23	14	37	0	0	0	0	0	0
60~64	2	0	2	3.51%	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0
65~	5	9	14	24.56%	0	0	0	5	9	14	0	0	0	0	0	0
計	33	24	57	100.00%	0	0	0	33	24	57	0	0	0	0	0	0

(ウ)被認定者異動状況 (法)

項目	年 度																
	S60~62	S63~H2	H3~5	H6~8	H9~11	H12~14	H15~17	H18~20	H21~23	H24~26	H27~29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
被認定者数	3,171	3,289	3,296	3,296	3,296	3,298	3,298	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	
	546	118	7	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
失効者数	667	849	1,013	1,120	1,183	1,286	1,312	1,322	1,333	1,345	1,360	1,363	1,365	1,366	1,366	1,369	1,373
	155	182	164	107	63	103	26	10	11	12	15	3	2	1	0	3	4
	20	26	31	33	33	34	38	38	38	43	44	44	44	45	45	45	45
	7	6	5	2	0	1	4	0	0	5	1	0	0	1	0	0	0
	376	482	574	656	749	822	889	951	1,016	1,063	1,113	1,126	1,141	1,163	1,172	1,185	1,194
	97	106	92	82	93	73	67	62	65	47	50	13	15	22	9	13	9
計	1,063	1,357	1,618	1,809	1,965	2,142	2,239	2,311	2,387	2,451	2,517	2,533	2,550	2,574	2,583	2,599	2,612
	259	294	261	191	156	177	97	72	76	64	66	16	17	24	9	16	13
増減数	287	△176	△254	△191	△156	△175	△97	△72	△75	△64	△66	△16	△17	△24	△9	△16	△13
被認定者数実数	2,108	1,932	1,678	1,487	1,331	1,156	1,059	987	912	848	782	766	749	725	716	700	687

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在) ※上段は累計

(エ)被認定者異動状況 (要綱)

項目	年 度																
	S60~62	S63~H2	H3~5	H6~8	H9~11	H12~14	H15~17	H18~20	H21~23	H24~26	H27~29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
被認定者数	433	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	
	79	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
失効者数	111	136	166	182	197	207	214	218	222	225	227	229	230	231	232	232	232
	24	25	30	16	15	10	7	4	3	2	2	1	1	1	0	0	
	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	37	43	49	57	59	65	67	71	75	78	78	78	78	78	78	80
	9	11	6	6	8	2	6	2	4	3	0	0	0	0	0	0	2
計	224	260	296	318	341	353	366	372	380	387	392	394	395	396	397	399	
	71	36	36	22	23	12	13	6	8	7	5	2	1	1	0	0	
増減数	8	△13	△36	△22	△23	△12	△13	△6	△8	△7	△5	△2	△1	△1	△1	0	△2
被認定者数実数	209	196	160	138	115	103	90	84	76	69	64	62	61	60	59	59	57

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在) ※上段は累計



イ. 公害保健福祉事業

被認定者を対象として、健康の回復、保持及び増進を図り、福祉の向上を目的とした以下の保健福祉事業を実施しています。

家庭療養指導事業

保健師等が保健指導、日常の生活指導、食事指導などを実施。

令和5年度	訪問件数
	延べ90件

(3) 健康被害予防事業

健康被害予防事業は、昭和62年9月の「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正を受けて新たに実施されることとなったものです。

昭和49年の補償法制度発足以降、地域指定の指標となつた硫黄酸化物汚染は著しく改善され、すべての指定地域で環境基準を達成したのに対し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質は、ほぼ横ばいで推移しました。

このような大気汚染の態様の著しい変化を踏まえて、昭和58年11月、国は中央公害対策審議会へ諮問を行い、昭和61年10月、「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申を受けました。

この答申の内容は、現在では、大気汚染が指定地域のぜん息等の主たる原因であるとは言えないとした上で、現行指定地域を解除することが相当であり、むしろ大気汚染防止対策を一層推進するほか、今後は地域住民を対象に健康被害の予防に重点をおいた総合的な環境保健施策を推進することが適当であるとするものであり、これを受けて補償法の改正が行われ、新たに健康被害予防事業が実施されることになりました。

本事業は、人の健康に着目した環境保健事業と環境質自体に着目した環境改善事業からなっています。

なお、本事業については、独立行政法人環境再生保全機構が、調査研究、知識の普及及び研修事業を行うほか、地方公共団体等が行う同事業に対して助成を行っています。

■環境保健事業

環境再生保全機構の助成を受けて、専門職員や市民を対象に、講演会等により健康の確保、回復を図るもので

(ア) 健康相談事業

ぜん息などの呼吸器疾患の予防について、医師等による講演会を実施。

令和5年度	開催月	参加者数	場所
	6月	31名	北九州市総合保健福祉センター
	12月	19名	

(4) 北九州市公害健康被害認定審査会等

昭和49年9月に施行された公害健康被害補償法に基づいて、北九州市における公害に係る健康被害の認定について審査するため、北九州市公害健康被害認定審査会を法施行日に合わせて設置しました。

同審査会は学識経験者8名（医学6名、法律学2名）により構成されており、令和5年度は12回開催されました。

また、公害医療に係る診療報酬の内容を審査するため、医師3名、薬剤師1名で構成する北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会を設置しています。令和5年度は12回開催されました。

13 環境影響評価制度

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、必要に応じて事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

(1) 背景、経緯、目的

我が国においては、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」が閣議了解されて以来、「公有水面埋立法」等の個別法、各省庁による行政指導及び地方公共団体の条例・要綱などにより環境影響評価が実施されてきました。

昭和59年8月には、「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、国が関与する大規模な事業に係る統一ルールとして、「環境影響評価実施要領」（以下、「閣議決定要綱」という。）が定められました。

その後、国においては平成5年に「環境基本法」が制定され、同法において初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上位置づけられました。同法の制定を受けて、国では関係省庁が一体となって、環境影響評価制度を巡る課題を横断的、総合的に分析し、その結果、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立しました。

環境影響評価法は、従来の行政指導により行われてきた閣議決定要綱に基づく制度では不十分とされた環境影響評価を大幅に見直し、事業者、住民、地方公共団体等広範な主体の役割や手続きを明確にするため、法律による制



度が必要であるとの観点から制定されました。

一方、地方自治体においても、環境影響評価法の制定を受けて、環境影響評価条例等の制定が積極的に行われました。

その結果、法と条例の一体的な運用を通じ環境の保全に配慮した事業の実施が確保されるようになりました。法の施行から10年以上が経過し、法の運用から明らかになつた課題（戦略的環境アセスメントの導入等）や社会情勢の変化（生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、情報技術の進展等）に対応する必要が生じてきたことから、平成23年4月に法改正が行われました。この改正では、事業の計画段階から環境配慮の検討を行う手続（計画段階環境配慮書手続き）や、より多くの関係者との情報交流を促進するための制度等が拡充されました（平成25年4月完全施行）。

（2）北九州市の取組

北九州市の環境影響評価制度としては、昭和62年に「北九州市環境管理計画運用指針」を策定し、各種の事業・計画の実施に当たり、環境影響評価が行われていましたが、さらに万全を期す観点から条例の制定が必要であると判断し、平成10年3月に「北九州市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月に施行しました。条例では、学識経験者等専門家による審査、事後調査計画書の作成などの法にはない規定を盛り込みました。

その後、平成23年4月の法改正による制度拡充に伴い、平成25年3月及び6月に条例を一部改正し計画段階環境配慮書の手続きを導入しました。その他にも、公聴会の開催などを新たに盛り込むとともに、風力発電事業や太陽電池発電事業を対象事業として追加するなど、事業者、市民、行政が一体となって最大限の環境保全対策を図ることができる制度となっています。

北九州市では、法及び条例施行後、令和4年度末までに、配慮書16件、方法書32件及び準備書28件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。環境影響評価が実施された事業は、下表のとおりです。

◆近年の環境影響評価の実施状況

評価書収録年度	事業名	事業者
平成30	ひびき天然ガス発電所 (仮称)設置計画	西部ガス株式会社
令和元	(仮称)新・日明工場建設事業	北九州市
	(仮称)新門司バイオマス発電所建設事業	新門司バイオマス発電所1合同会社
令和3	北九州響灘洋上ウインドファーム(仮称)	ひびきウインドエナジー株式会社
	黒崎バイオマス発電施設設備事業	黒崎バイオエナジー合同会社
令和5	北九州空港滑走路延長事業	国土交通省大阪航空局
		国土交通省九州地方整備局

（3）今後の取組

近年、脱炭素社会の実現に向けて、風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が進んでおり、事業に対し、環境への適正な配慮を求めていく必要があります。今後も環境影響評価制度を適切に運用し、環境影響の低減を図るため、地域の環境情報や環境保全対策に係る最新の科学的知見等について情報収集に努めています。また、事業者が行う環境影響評価に対しては、事業の特性を的確に把握し、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から適正な市長意見を述べることなどを通じて、環境影響の未然防止に努めています。

基本施策 2 環境と社会にやさしい快適なまちづくり

1 まち美化に関する啓発

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民・NPO、企業等と連携し、様々な啓発事業を実施しています。様々な取組により、「自分たちのまちは自分たちの手できれいにする」という市民の美化意識は高まっています。

今後も、誰もがまち美化活動へ気軽に参加し、環境美化について関心を抱くよう、PR・啓発活動を充実させ、市民全体のモラル・マナーの向上を目指します。

(1) “クリーン北九州” まち美化キャンペーン

5月30日を「ごみゼロの日」として、この日の前後に清掃活動を行う運動は、昭和50年代に全国的に広まりました。

北九州市では、昭和58年に「ごみゼロの日キャンペーン」を開始し、平成3年からは5月30日～6月30日を「“クリーン北九州” まち美化キャンペーン」として、市民・企業・行政が一体となってまち美化活動や啓発活動を行っています。



活動の様子

ア. まち美化清掃

各区に会場を設け、市民、企業、行政が協力・連携し、大規模なまち美化清掃を実施しました。

また、期間中、市内各地で地域団体やボランティア団体、企業等による清掃活動が行われました。

イ. ポイ捨て防止の呼びかけ

主要駅前での街頭啓発のほか、学校、企業、地域団体等の協力を得て、空き缶や煙草の吸い殻等のポイ捨て防止の啓発チラシを市内全域に配布しました。

(2) 「市民いつせいまち美化の日」

平成6年10月1日に「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」(まち美化条例)が施行されたことから、平成7年から毎年、10月1日～7日までを「清潔なまちづくり週間」と定め、さらに、平成8年からは期間中の日曜日(10月の第一日曜日)を「市民いつせいまち美化の日」とし、市民が地域の道路、公園、河川、海浜等を清掃しています。こうした市民参加型の行事を継続実施していくことで、まち美化意識の高揚と定着を図っています。

◆市民いつせいまち美化の日 (参加人数・収集量の推移)

年 度	参加人数 (人)	収集量 (t)
令和元年	96,349	393.5
令和2年	42,010	303.9
令和3年	56,982	302.9
令和4年	57,647	323.4
令和5年	65,346	343.6

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模を縮小して実施



清掃の様子

(3) “クリーン北九州” 百万市民運動推進協議会

まち美化活動が市民一人ひとりの生活習慣として定着し、北九州のイメージアップを図ることを目的として、平成元年に発足しました。

地域・学校・企業・ボランティアを代表する38団体で構成され、「5分間清掃」「ポイ捨て防止」「ごみの持ち帰り」の3つを運動目標に普及啓発活動を実施しています。

(4) まち美化推進員

平成6年10月に施行された「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」(まち美化条例)に基づき、「まち美化推進員」を選任しています。

まち美化推進員は、市と市民のパイプ役を果たし、地域のまち美化活動を牽引する役割を担います。(令和6年4月1日現在 127名)

(5) まち美化促進区域

多くの市民の集まる駅前や観光地など、市のイメージ



アップ等の観点から特にまち美化が必要な区域を「まち美化促進区域」として指定しています。(11ヶ所)

区	まち美化促進区域
門司区	・門司港レトロ地区 　・大里柳校区駅前周辺地区
小倉北区	・小倉駅前地区 　・勝山公園
小倉南区	・朽網でいい坂地区
若松区	・若松南海岸エルナード地区
八幡東区	・国際通り 　・帆柱自然公園
八幡西区	・黒崎地区 　・沖田地区
戸畠区	・戸畠駅前地区

(6) まち美化ボランティア袋

道路・公園・河川等の公共の場所をボランティアで清掃する市民に「まち美化ボランティア袋」を配布し、活動の支援を行っています。

また、ボランティア清掃においても希望される場合は「資源化物用ボランティア袋」を使って、「かん・びん」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の資源化物分別ができます。

まち美化ボランティア袋



トピックス

ごみステーションの改善推進

北九州市のごみ収集は「ポリ袋ステーション方式」で行われ、ステーションは地域で管理されてきました。しかし、ライフスタイルや社会状況の変化、ごみ種の多様化などにより、ステーションを取り巻く状況が変化しており、一部のステーションではごみの散乱やルール、マナーを守らないごみ出しが地域の悩みとなっています。市では平成25年度に全てのステーションの実態を調査し、地域の皆さんとともに改善を進めてきました。また、平成26年8月には今後のステーションのあり方について北九州市環境審議会に諮問し、平成27年4月に答申を受けました。今後も、答申を踏まえ、環境未来都市にふさわしいステーションとなるよう、地域の皆さんとともにステーションの改善に取り組みます。

●北九州市環境審議会の答申

[今後のあり方]

- ・現行の「ポリ袋ステーション方式」を継続
- ・社会状況の変化や地域の実情に応じ、ステーションの利便性や美観等をさらに工夫
- ・市と地域が車の両輪となってステーションを維持、管理
- ・全市統一的ルールは最低限とし、地域が築き上げた地域ルールを尊重

[ステーションの改善に向けた対策への提言]

- ・ステーションの配置（少子高齢化に伴う配置の改善の検討など）
- ・地域への支援（地域が行っているステーション管理の創意工夫の紹介など）
- ・指導及びPR（違反者の背景や属性等に応じた指導、地域とのつながりが薄い人への啓発の工夫など）
- ・事業系ごみ対策（ルール違反者への指導の徹底など）



対策前の様子



対策後の様子



2 市民との協働による景観づくり

(1) 市民との協働による景観づくり

昭和 60 年に北九州市都市景観条例が施行されて以来、景観施策を取り巻く状況は大きく変化しています。

本市では、景観法制定を受け平成 20 年に策定した「景観づくりマスター プラン」、景観計画区域等を定める法定計画の「景観計画」に基づき、景観意識の向上や担い手育成等の景観づくりを推進してきました。

令和 2 年 4 月には、平成 31 年 4 月に改定したマスター プランに則し、現状の課題に的確に対応していくため、景観計画の変更を行っています。(同年 10 月施行)

(2) 今後の取組

景観は、人と自然の営みから形づくられたものであり、北九州の歴史や文化、経済活動など、まちの姿そのものを表しています。したがって、景観づくりは、まちづくりの根幹となる大切な取組であり、良好な景観づくりを進めていくためには、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいくことが必要です。



門司港レトロの景観

そこで、市民・事業者・行政が協働で取り組む景観づくりの基本姿勢を、次の 4 つの視点で提示し、行政としてこれらの取組を支え、景観施策を展開していきます。

基本姿勢

- 知る 市民一人ひとりが、景観は北九州の財産となることを知る
- 守り・創る 地域に根差した景観を守り・創る
- 担う 地域が自発的に取り組む仕組みをつくり、多様な主体で景観づくりを担う
- 高める 景観に関わる多様な主体が、意識、知識、技術を高める

景観づくりの基本姿勢

3 歴史的建造物の保存と活用

(1) 歴史的建造物を活かした魅力あるまちづくり

北九州市は、門司港レトロ地区や木屋瀬の宿場町など、歴史を感じられる街並みや、西日本工業俱楽部（旧松本家住宅）や旧古河鉱業若松ビルなど、歴史的建造物が数多く残っています。

これら北九州市の歴史的な街並みや建造物は、私たちのふるさと意識を育み、まちの風格を高めるための大きな役割を果たし、魅力ある街づくりの基盤となります。

そこで、文化財の保存や観光拠点の整備などの取組と連携し、歴史的な街並みや建造物を将来にわたり適切に保全するとともに、これらを活かした魅力的なまちづくりを進めます。

(2) これまでの取組

長崎街道の宿場町の面影を残し、本市では数少ない歴史的な街並みを持つ八幡西区木屋瀬地区においては、地域内における一定要件を満たした建造物等に対して、その修理・修景の一部を助成し、歴史的な街並みの保全を進めています。



八幡西区木屋瀬地区の街並み

(3) 今後の取組

文化財の保存や観光拠点の整備などとともに、歴史的な街並みや建造物を含め、地域にある景観資源を保全・活用する景観法に基づく制度などにより、地区的特性に応じた個性的で魅力ある景観の形成を図ります。

4 モラル・マナーアップの推進

(1) モラル・マナーアップ関連条例の施行

北九州市では、「ごみのポイ捨て」や「飼い犬のふんの放置」などの迷惑行為の防止に向けて、条例等による規制や啓発活動を実施し、また、市民団体によるまち美化活動やふん害防止活動なども地域で行われてきました。

しかしながら、一部の心ない人による迷惑行為が依然として無くならないため、平成 17 年に実施した市民意識調査では、「路上喫煙」や「落書き」を含めた迷惑行為に対して、罰則の適用による厳しい規制を望む声が寄せられました。

このため、迷惑行為防止のための基本的な事項を新たに定めるとともに、「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の 4 つの迷惑行為に罰則を適用するモラル・マナーアップ関連条例を平成 20 年 4 月 1 日に施行しました。

(2) これまでの取組

「小倉都心地区」及び「黒崎副都心地区」を「迷惑行為防止重点地区」に指定し、「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼



い犬のふんの放置」「落書き」の4つの迷惑行為に対し罰則（過料1,000円）を適用しています。

また、「門司港レトロ地区」、「若松南海岸地区」、「下曾根駅南側大通り地区」、「八幡駅前地区」、「戸畠駅前浅生地区」を「迷惑行為防止活動推進地区」に指定し、地域団体による迷惑行為の防止に向けた自主的な活動を支援しています。

「推進地区」以外の地区においては、迷惑行為防止のための啓発活動を行う地域団体に啓発物品を提供しています。

迷惑行為の防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくためモラル・マナーアップ関連条例に基づき、令和

2年4月に「北九州市迷惑行為防止基本計画(第3次計画)」を策定しました。

(3) 今後の取組

「迷惑行為防止重点地区」における過料の適用による迷惑行為防止の取組を着実に進めるとともに、「迷惑行為防止活動推進地区」等において地域団体が行う迷惑行為の防止活動を支援します。

さらに、「北九州市迷惑行為防止基本計画(第3次計画)」に基づいて、全市的に市民のモラル・マナーアップを図るため、周知、啓発やマナーアップ教育の充実に取り組みます。

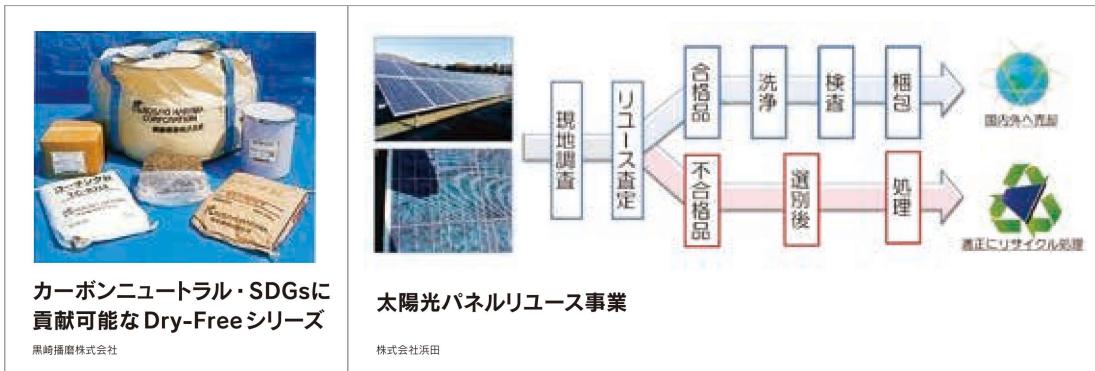


基本施策 3 環境産業育成と国際的なビジネスの推進

1 北九州エコプレミアム産業創造事業

市内で生産されている環境配慮型製品や環境負担低減に寄与するサービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、広くPRを行うことにより、その販売促進を行うことを目的として、平成16年度に創設しました。
令和6年3月末時点で、187件の製品や技術、49件のサービスを選定しています。
※令和6年3月31日をもって、新規受付を終了いたしました。

〈主な選定製品・サービス〉



2 北九州市環境配慮指針

(1) 背景

北九州市では、様々な開発事業において環境配慮を推進することを「北九州市環境基本条例」や「北九州市環境基本計画」に規定しています。大規模な事業の実施に当たっては、「環境影響評価法」や「北九州市環境影響評価条例」に基づく環境保全対策等が義務付けられています。

一方、小規模な事業など環境影響評価条例等の適用を受けない事業についても、環境配慮を行う仕組み（制度）が必要です。

(2) 本市の取組

開発事業者が環境影響評価や環境保全への配慮の検討を行うにあたり、その手引となるよう「北九州市環境配慮指針～開発事業における環境保全への配慮の手引き～」を、平成18年9月に策定しました。

現在、市が実施する開発事業については、この指針を活用した環境配慮チェック制度を導入しています。



基本施策 4 SDGs の実現に向けた取組と環境ガバナンス

1 本市のSDGsの取組

北九州市は平成 29 年 12 月に第 1 回「ジャパン SDGs アワード」で「パートナーシップ賞」(特別賞)を受賞、平成 30 年 4 月に OECD から「SDGs 推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定、また同年 6 月に国内最初となる「SDGs 未来都市」に他の 28 都市とともに選定されました。また、「SDGs 未来都市」のうち、優れた取組を提案した自治体のみが選定される「自治体 SDGs モデル事業」にも選定されるなど、北九州市の SDGs の取組は国内外から高い評価を受けています。

(1) 市役所内の推進体制

SDGs を推進するには、市役所内の体制作りが必要であるため、市長を本部長とする「北九州市『SDGs 未来都市』府内推進本部」を設置（平成 30 年 2 月～）し、全庁的に SDGs を推進する体制を構築し、産官学民連携による SDGs の取組の加速化を図っています。

(2) 産官学民が連携した推進体制

産官学民が連携する体制づくりとして、北九州市では、両輪となる 2 つの組織を創設しています。

まず一つ目が、有識者や経済界、市民代表からなる委員で構成され、SDGs に取り組む方向性や普及活動等について助言を行う「北九州市 SDGs 協議会」です。協議会では、SDGs の達成に向けた取組について、様々な意見が交わされています。

もう一つが、多様なステークホルダーの交流・マッチングを促進する「北九州 SDGs クラブ」です。クラブには、2,266(令和 6 年 5 月末時点)の企業や団体、市民など、様々なステークホルダーが参画し、SDGs の達成に資する活動の発表や会員同士の情報交換を行っています。企業、団体だけでなく、市民が個人として参加できる SDGs のプラットフォームは全国的に珍しい取組です。

北九州 SDGs クラブでは、クラブ会員が地域課題の解決のため、プロジェクトを提案し、その趣旨に賛同する他のクラブ会員と連携して取組を進める「SDGs クラブプロジェクトチーム」や、金融機関と連携し、クラブの会員企業が経営戦略として SDGs を活用することを支援する「SDGs 経営サポート」など、SDGs 達成に向けた様々な取組を行っています。また、令和 4 年度には、「北九州 S

DGs クラブ」を中心として、企業や団体、市民などの主導的な SDGs の取組を促進するため、多様なステークホルダー間の連携支援、ニーズ・シーズ等の情報の集約と発信、企業等からの相談対応など、SDGs 推進のための総合的な機能をもつプラットフォームとして、「北九州 SDGs ステーション」を設置しました。

今後も、本市の SDGs の取組の更なる活性化を図っていきたいと考えています。



SDGs 達成に向けた推進体制

(3) 市内事業者の取組の推進

ESG 投資や脱炭素等の潮流が急速に高まる中、企業が経営を行っていく上で、SDGs の取組は不可欠な要素となりつつあります。そのような中で、北九州市においては令和 3 年度に、SDGs の達成に寄与する企業等の取組内容を「見える化」するための「北九州 SDGs 登録制度」を創設しました。現在（令和 6 年 5 月 1 日時点）では、674 の市内事業者がこの制度に登録しており、地域の SDGs の取組の誘発・加速を図っています。

2 国連による SDGs に関する国際会議 「ハイレベル政治フォーラム」への参加

平成 30 年 7 月、国連本部（米国・ニューヨーク州）にて毎年度開催する、2030 アジェンダ及び SDGs に関する国際的なフォローアップを行う会合である「ハイレベル政治フォーラム」が開催され、北九州市長が参加しました。

日本政府及び国連機関からの要請を受け、日本の自治体の代表として参加したものです。

国連公式イベントである「地方・地域政府フォーラム」において、市長がアジア地域で唯一発表し、北九州市及び



日本のSDGsの取組を世界に発信しました。

また、日本政府主催会議「持続可能な都市の実現に向けたアジア太平洋地域のイニシアティブ」でも市長が日本の自治体を代表し、発表しました。



会議の様子

3 OECD「SDGs推進に向けた地域的アプローチ」プロジェクト

(1) 経緯

平成30年4月、本市はOECD（経済協力開発機構）から「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」としてアジア地域で初めて選定され、同機構が実施する「SDGs推進に向けた地域的アプローチ」プロジェクトに参加しました。

(2) プロジェクトの概要

本プロジェクトは、SDGsに積極的に取り組む10～12程度のモデル都市を世界から選定し、2年程度をかけて、調査・分析・評価を行います。

都市・地域レベルの取組を進めるため、「都市・地域レベルの国際比較が可能となる指標づくり」「調査・分析を通じた各都市・地域への評価・政策提言」「優良事例の抽出」「モデル都市間の知識共有」「ハイレベルの政策対話」などを実施しました。

(3) 本市への現地調査

平成30年7月に、OECD調査団が来北し、第1回目の現地調査を行いました。

本調査では、SDGsに関わるステークホルダー（行政、学識者、企業、NPOなど）への個別インタビュー、SDGsに関わる施設の現地視察、関係者による合同会合（ワークショップ）を実施しました。



施設の現地視察をするOECD調査団

また、令和元年10月には、第2回目の現地調査が行われました。

本調査では、主にOECDの政策提言等に関して、大学生、高校生、NPO、市民団体、学識者、企業、関係機関、行政など幅広いステークホルダーが参加するワークショップを行いました。グループ発表では、大学生、高校生、NPO、市民団体、企業などが本市のSDGsの方向性などについて積極的に発言を行いました。



OECD調査団とのワークショップ

(4) OECD SDGs北九州レポートの発表

OECDはプロジェクトの結果を報告書としてまとめ、「OECD SDGs北九州レポート」として令和3年6月にOECDの会合（第4回ラウンドテーブル会議（オンライン））で発表しました。

本レポートには、公害克服からグリーン成長を遂げるまでの歴史的背景、SDGsを活用した相乗効果を生み出す優良事例、OECDからの政策提言などが記載されています。



OECD SDGs北九州レポート



OECD SDGs
北九州レポート掲載HP

4 SDGsに関する企業との連携協定

北九州市は、平成30年2月に、損害保険ジャパン株式会社（旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）と「環境・SDGsに関する連携協定」を締結しています。

この連携協定はSDGsに関する地方自治体と企業との連携協定として全国初のケースでした。

企業のトップランナーとして環境・SDGsに関する取組を推進している同社と、SDGsの普及啓発や気候変動に伴う適応策の推進などにおいて連携しています。